

奈良市公報

第 3 4 2 号

(平成29年6月分)

平成29年10月3日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目 次

条 例

- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び奈良市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市個人情報保護条例及び奈良市情報公開条例の一部を改正する条例……………3
- 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例……………3
- 奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例……………4
- 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………5

規 則

- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則……………5
- 奈良市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則…6
- 奈良市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………6
- 奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則……………6
- 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………9
- 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………9
- 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………13

告 示

- 財政状況の公表……………14
- 公営企業の財政状況の公表……………16
- 一般競争入札の実施（7件）……………25
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………26
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の

- 廃止……………26
- 予防接種の実施の一部改正……………27
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………27
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………28
- 奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………28
- 一般競争入札の実施（4件）……………28
- 放置自転車等の保管……………29
- 住居番号の設定……………29
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………29
- 一般競争入札の実施……………30
- 放置自転車等の処分……………30
- 放置自転車等の保管……………30
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）…30
- 差押調書の公示送達……………31
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………31
- 放置自転車等の保管……………31
- 一般競争入札の実施（4件）……………32
- 道路の位置指定……………33
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………33
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………33
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………35
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………35
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）……………35
- 生活保護法の規定による施術者の指定（3件）……………36
- 放置自転車等の保管……………37
- 一般競争入札の実施……………37
- 差押調書の公示送達……………37
- 平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達……………37
- 一般競争入札の実施……………38
- 徴収事務の委託……………38
- 開発行為に関する工事の完了……………38
- 住民票の職権消除……………38
- 一般競争入札の実施（2件）……………38
- 放置自転車等の保管……………39
- 平成29年度奈良市一般会計補正予算の要領……………39

- 開発行為に関する工事の完了……………40
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………40
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………40
- 放置自転車等の保管……………41
- 一般競争入札の実施（2件）……………41
- 開発行為に関する工事の完了……………41
- 放置自転車等の保管……………41
- 差押調書の公示送達……………41
- 一般競争入札の実施（2件）……………42
- 開発行為に関する工事の完了……………42
- 放置自転車等の保管……………42
- 一般競争入札の実施（3件）……………42
- 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任……………43
- 放置自転車等の保管……………43
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………43
- 一般競争入札の実施……………44
- 道路の位置指定……………44
- 奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示……………44
- 開発行為に関する工事の完了……………44
- 一般競争入札の実施……………45
- 自動車臨時運行許可番号標番号の失効……………45
- 奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示……………45

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………46

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………47
- 農業集落排水事業の供用の開始……………47
- 農業集落排水事業分担金の賦課対象区域……………48
- 一般競争入札の実施（3件）……………48
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出（2件）……………48
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………49
- 一般競争入札の実施（2件）……………49
- 奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程……………49
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………50

- 奈良市排水設備指定工事店の指定……………50

消 防

- 奈良市消防機械器具に関する規程の一部を改正する訓令……………50
- 消防職員の勤務評定に関する規程を廃止する訓令……………52

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………52

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………53
- 選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況……………53

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………58

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……………58

条 例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び奈良市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第24号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び奈良市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

（奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第2に次のように加える。

13 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

（奈良市特定個人情報保護条例の一部改正）

第2条 奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）」を加

える。

第8条中「いう。」の次に「第15条第1項第4号及び」を加える。

第15条第1項第4号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、

又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第18条第3号及び第19条第2項において同じ。)を加える。

第34条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加え、「係る情報提供等記録」を「係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録」に改める。

第35条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年6月28日揭示済)

奈良市個人情報保護条例及び奈良市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市個人情報保護条例及び奈良市情報公開条例の一部を改正する条例

(奈良市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第24条第1項、第47条第1項及び第60条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号イ中「記述等」の次に「又は個人識別符号」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加

える。

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第13条第1項第4号中「記述等」の次に「又は個人識別符号」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第16条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第52条第2項から第4項までを削る。

(奈良市情報公開条例の一部改正)

第2条 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、「第36条」を「第37条」に改める。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

第7章中第36条を第37条とする。

第6章中第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第35条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年6月28日揭示済)

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第26号

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年奈良市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同条第8号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年6月28日揭示済)

奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。
平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第27号

奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯と口腔の健康が、口腔疾患の予防だけでなく、生涯にわたる全身の健康の保持及び増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し基本理念を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり、日常生活において歯と口腔の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者は、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策との連携及び協力を努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第5条 事業者及び保険者は、事業者にあつては事業所において雇用する従業員の、保険者にあつては被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりの推進に関する取組を支援するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に取り組み、定期的に歯科検診等を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第7条 市は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくり

を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診等を受けることの勧奨に関すること。
- (2) 乳幼児期及び学童期におけるむし歯の予防対策等を推進すること。
- (3) 成人期における歯周疾患の予防対策等を推進すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上等を推進すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者について、その者の心身の特性に応じた適切な歯科疾患の予防対策に関すること。
- (6) 災害時における歯科医療体制の整備に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりの推進のために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年6月28日掲示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第28号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成25年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号イ中「、同条第3項」を「及び同条第3項」に改め、「及び同条第4項の書類」を削る。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、第3項の書類」を削り、同項を同条第4項とする。

第13条第3項を削る。

第14条中「、同条第3項」を「若しくは同条第3項」に改め、「若しくは同条第4項の書類」を削り、「3年間」を「5年間」に改める。

第18条第2項第2号中「第12条第5項」を「第12条第4

項」に改め、同項第4号中「又は第2項から第4項まで」を「、第2項又は第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(役員報酬規程等に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第2項及び第14条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係るこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。
(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)
- 3 新条例第12条第3項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第3項の書類については、なお従前の例による。
(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条の指定を受けている特定非営利活動法人(以下この項において「指定特定非営利活動法人」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第12条第4項の書類の作成、当該指定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の市長への提出並びに市長が指定する場所における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例第16条から第18条までの規定の適用については、なお従前の例による。

(平成29年6月28日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第29号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円

(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(平成29年6月28日揭示済)

規 則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第31号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年奈良市規則第98号)の一部を次のように改正する。

加入医療保険	被保険者証の種別	国保・社保本人・社保扶養		
	被保険者氏名		受給者との続柄	
	被保険者住所		被保険者証記号・番号	記号 番号
	保険者番号及び名称	番号 ----- 名称	資格取得(認定) 年 月 日	年 月 日

を

加入医療保険	被保険者証の種別	国保・社保本人・社保扶養		
	被保険者氏名		受給者との続柄	
	被保険者住所	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ	被保険者証記号・番号	記号 番号
	保険者番号及び名称	番号 ----- 名称	資格取得(認定) 年 月 日	年 月 日
扶養義務者	氏名		住所	
	個人番号	-----	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ	
	氏名		住所	
	個人番号	-----	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ	
	氏名		住所	
	個人番号	-----	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ	

に

改める。

別記第8号様式中

受給者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
	住所	奈良市		

を

受給者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
	個人番号	-----		
	住所	奈良市		

に、

後期高齢者医療	被保険者番号	-----	資格取得(認定) 年 月 日	年 月 日
	保険者番号	-----	保険者名称	後期高齢者医療広域連合

を

後期高齢者医療	被保険者番号		資格取得(認定)	年 月 日
	保険者番号		保険者名称	
扶養義務者	氏名		住所	□受給者と同じ
	個人番号			
	氏名		住所	□受給者と同じ
	個人番号			
氏名		住所	□受給者と同じ	
個人番号				

改める。

別記第12号様式(表面)を次のように改める。

第12号様式(第31条関係)

(表面)

奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所 _____
 氏名 _____ @
 電話番号 _____
 対象者との続柄 _____

次のとおり精神障害者通院医療費助成金の交付を申請します。
 申請に当たり、対象者の助成金交付要件の確認及び助成金額の決定に関し必要な調査を行うことに同意します。

申請額 金 _____ 円

申請者記入欄	対象者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		個人番号			
		住所	奈良市		
		被保険者証の種類別	国保・社保扶養・後期高齢	付加給付等の有無	有(円)・無
		被保険者氏名			
		加入被保険者個人番号	※ 社保の場合のみ記入してください。		
		被保険者証の写し	<input type="checkbox"/> 被保険者証の写しあり(下記の記入は不要です。) <input type="checkbox"/> 被保険者証の写しなし(下記に記入の上、保険者証を提示し、確認を受けてください。)		
		被保険者証記号・番号	記号	番号	資格取得(認定)年 月 日
		保険者番号及び名称	番号	名称	
		支払希望金融機関	<input type="checkbox"/> 初めての申請 <input type="checkbox"/> 前回申請時と異なる口座 <input type="checkbox"/> 前回申請時と同じ口座(下記の記入は不要です。)		
	金融機関名			支店名	
	口座番号	普通当座		(フリガナ)口座名義人	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 医療費自己負担額を証する書類(下記のいずれか) <input type="checkbox"/> 領収書及び自立支援医療費自己負担上限額管理票 <input type="checkbox"/> 医療機関等での証明(裏面の証明をもらってください) <input type="checkbox"/> 医療保険者証の写し(添付できない場合は保険者証を提示し、確認を受けてください。) <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証の写し <input type="checkbox"/> 社保扶養の場合、被保険者の所得を証する書類(初回及び毎年8月分申請時) <input type="checkbox"/> 支払希望金融機関の通帳の写し(初回及び金融機関の変更がある場合)			

※ 受診月1月分をまとめて申請してください。(1月分を複数回に分けて申請できません。)

附則
(施行期日)

- この規則は、平成29年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成29年6月28日掲示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第35号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

住所 奈良市

申請者
(養育者)

フリガナ
氏名 ㊞

を

生年月日 年 月 日

電話 — —

住所 奈良市

申請者
(養育者)

フリガナ
氏名 ㊞

個人番号

に、

生年月日 年 月 日

電話 — —

受給者との続柄

申請者

()

受給者	氏名	続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)
	フリガナ		男・女	年 月 日	

を

受給者	氏名	続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)
	フリガナ		男・女	年 月 日	
	個人番号				

に改める。

別記第4号様式から第6号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附則
(施行期日)

- この規則は、平成29年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成29年6月28日掲示済)

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第5条の2中「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）等申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書」に改める。

第6条第1項中「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）等申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等更新申請書（別記第3号様式の2）」

別記

第1号様式（第3条、第5条の2、第8条関係）

に改める。

第8条第2号中「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）等申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書

受給者番号

次のとおり、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付及びひとり親家庭等医療費助成金の支給を申請します。

なお、受給期間中に市長が世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者(父母等)氏名・個人番号	性別	生年月日	住所	番号	
フリガナ	男・女	年 月 日	奈良市		
			電話 - -		
児童氏名(18歳未満)・個人番号	続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)	
フリガナ		男・女	年 月 日		
フリガナ		男・女	年 月 日		
フリガナ		男・女	年 月 日		
フリガナ		男・女	年 月 日		
申請者の口座	金融機関名	支店名	口座番号	種別	口座名義人
	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所		普通 当座	フリガナ
	金融機関コード	支店コード			
扶養義務者 氏名・個人番号			加入医療保険		
フリガナ	続柄		記号	番号	
			被保険者氏名		申請者との続柄
フリガナ	続柄		資格取得年月日	年 月 日	
			保険番号		
			保険の名称		
申請事由			(申請者と異なる場合のみ記入)		
1 18歳未満の児童を養育している配偶者のない者			児童の氏名		
ア 配偶者と死別し、現在婚姻していない			記号	番号	
イ 配偶者と離婚し、現在婚姻していない			被保険者氏名		児童との続柄
ウ 配偶者の生死が不明			資格取得年月日	年 月 日	
エ 配偶者から遺棄されている			保険番号		
オ 配偶者が障がいのため長期間労働ができない			保険の名称		
カ 配偶者が長期間拘禁されている			(申請者と異なる場合のみ記入)		
キ 未婚の父母で、現在婚姻していない			児童の氏名		
ク その他			記号	番号	
2 父母のない18歳未満の児童			被保険者氏名		児童との続柄
3 2の児童を養育している配偶者のない者			資格取得年月日	年 月 日	
児童扶養手当申請の有無(有・無・申請中)			保険番号		
前年中に受け取った養育費の額 円			保険の名称		
※ 1月～7月の新規申請の場合は、前々年中の額を記入してください。					

別記第2号様式中

	ひとり親家庭等医療費受給資格証	を
---	-----------------	---

ひとり親家庭等医療費受給資格証	に、「住所」を「居住地」に改める。
-----------------	-------------------

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第6条関係)

奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等更新申請書

受給者番号			

次のとおり、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格の更新を申請し、資格証の交付及びひとり親家庭等医療費助成金の支給を申請します。なお、受給期間中に市長が世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者(父母等)氏名		性別	生年月日	住所	番号
		男・女	年 月 日	奈良市 電話 - -	
児童氏名(18歳未満)	続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)	番号
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		

申請事由		加入医療保険			
次の該当する項目に○をつけてください。 1 18歳未満の児童を養育している配偶者のない者 ア 配偶者と死別し、現在婚姻していない イ 配偶者と離婚し、現在婚姻していない ウ 配偶者の生死が不明 エ 配偶者から遺棄されている オ 配偶者が障がいのため長期間労働ができない カ 配偶者が長期間拘禁されている キ 未婚の父母で、現在婚姻していない ク その他 2 父母のない18歳未満の児童 3 2の児童を養育している配偶者のない者 児童扶養手当受給の有無(有・無・申請中)		申請者	記号	番号	申請者と続柄
			被保険者氏名	資格取得年月日 年 月 日	
		児童	※ 申請者と異なる場合のみ記入		
			児童の氏名	記号	番号
		被保険者氏名		児童と続柄	
		資格取得年月日		年 月 日	
		保険番号			
		保険の名称			
年中に受け取った養育費の額 <div style="text-align: right;">円</div>					

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成29年6月28日掲示済)

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別記

第1号様式(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条関係)



受給者番号

奈良市中心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書

次のとおり、奈良市中心身障害者医療費受給資格証の交付及び心身障害者医療費助成金の支給を申請します。

なお、申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・受給申請時及び受給期間中に、世帯等の所得の状況を調査すること。
- ・療養の給付に係る自己負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合、当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等から写しを徴すること。
- ・この助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(申請者)

住所

(フリガナ)

氏名

電話番号

受給者との続柄

申請区分	新規		更新	
	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
受給者	個人番号			
	住所	奈良市		
申請事由	<input type="checkbox"/> 心身障害者になったため <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 医療保険加入 <input type="checkbox"/> その他()			
			事由発生年月日 年 月 日	
加入医療保険	被保険者証の種類	国保 ・ 社保本人 ・ 社保扶養		
	被保険者氏名	受給者との続柄		
扶養義務者	被保険者住所	被保険者記号・番号		記号 番号
	保険者番号及び名称	資格取得(認定)年月日		年 月 日
扶養者	氏名	住所		
	個人番号	□申請者と同じ		
扶養者	氏名	住所		
	個人番号	□申請者と同じ		
支店希望金融機関	氏名	住所		
	個人番号	□申請者と同じ		
添付書類	<input type="checkbox"/> 新規の申請 <input type="checkbox"/> 前回申請時と異なる口座 <input type="checkbox"/> 前回申請時と同じ口座(下記の記入は不要です。)			
	金融機関名	支店名		
添付書類	口座番号	普通当座	(フリガナ) 口座名義人	
	<input type="checkbox"/> 障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A・B)の写し <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し ※ 口座名義人が受給者以外の場合は委任状が必要です。			

別記第3号様式から第5号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成29年6月28日揭示済)

告 示

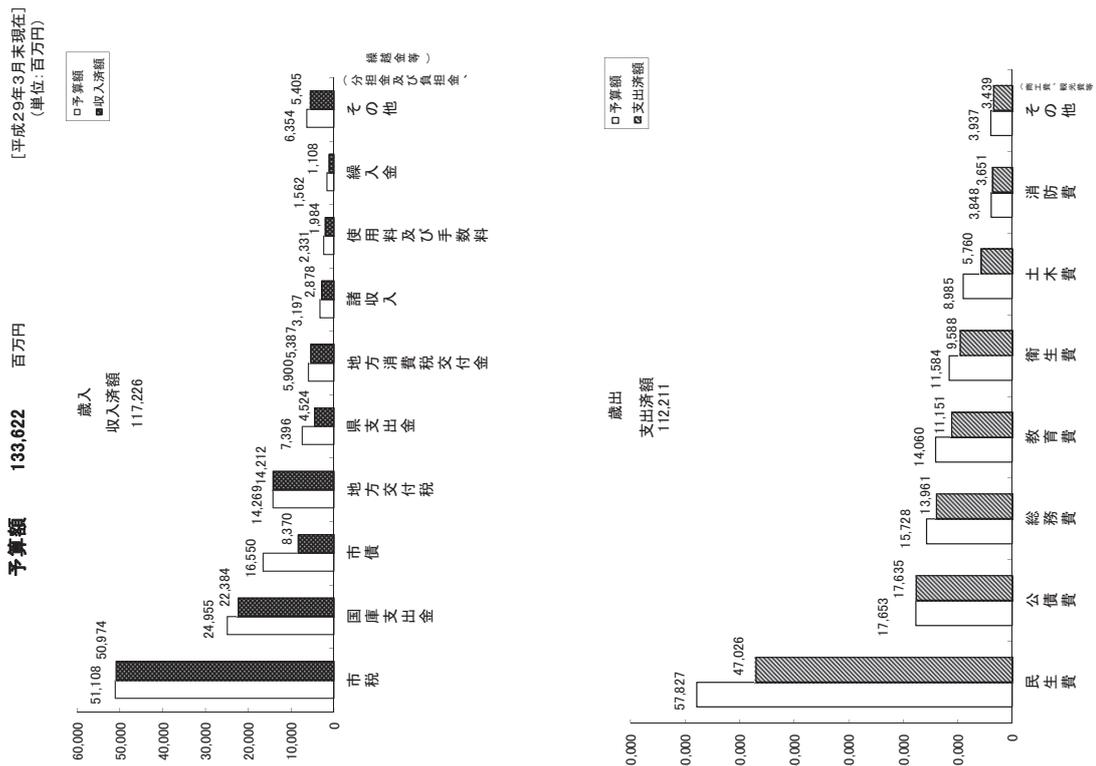
奈良市告示第370号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、平成29年3月31日現在の本市の財政状況を次のとおり公表します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1. 平成28年度一般会計予算執行の状況



2. 平成28年度 特別会計予算執行の状況

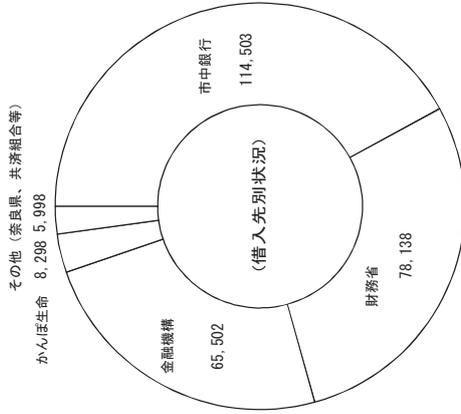
[平成29年3月末現在]
(単位:百万円)

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	569	11	566
国民健康保険特別会計	43,995	36,330	40,104
土地区画整理事業特別会計	1,533	287	1,301
市街地再開発事業特別会計	233	0	233
公共用地取得事業特別会計	322	0	322
駐車場事業特別会計	288	88	271
介護保険特別会計	28,226	22,497	25,503
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	31	60	16
針子ラス事業特別会計	90	0	90
後期高齢者医療特別会計	5,604	4,419	4,862

4. 市債の現在高

[平成29年3月末現在]
(単位:百万円)

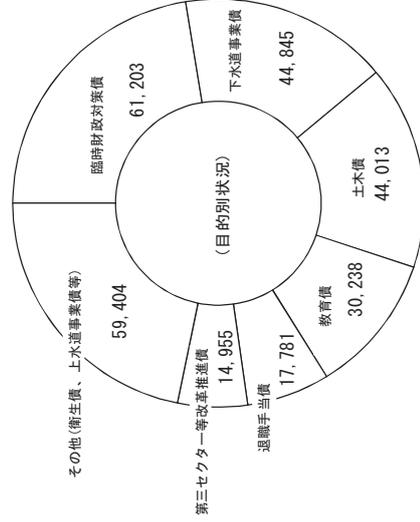
272,439 百万円



3. 平成28年度 公営企業会計予算執行の状況

[平成29年3月末現在]
(単位:百万円)

項目	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
水道事業会計	8,763	8,119	2,098	4,776
都市水道事業会計	9,033	7,642	2,097	3,946
月ヶ瀬簡易水道事業会計	414	478	118	212
下水道事業会計	430	512	114	209
病院事業会計	139	153	19	20
合計	141	148	20	19
予算額	7,307	8,033	3,898	4,790
実績額	7,401	7,896	3,239	4,133
予算額	677	866	23	23
実績額	636	833	23	23



5. 一時借入金の状況

[平成29年3月末日現在]

一般会計	9,000 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[平成29年3月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	40 百万円

7. 市有財産の状況

[平成29年3月末日現在]

土地	7,191 千㎡
建物	1,137 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,494 百万円
基金	10,133 百万円

8. 人口等

[平成29年3月末日現在]

人口	359,666 人
世帯数	160,242 世帯
面積	277 千㎡

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第371号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表します。

平成29年6月1日

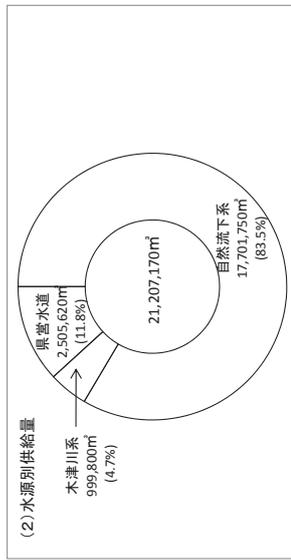
奈良市長 仲川元庸

平成28年度下半期奈良市水道事業説明書
(平成28年10月1日～平成29年3月31日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成28年度下半期	平成27年度下半期	増減	伸び率
給水人口	352,034人	353,647人	△1,613人	△0.46%
給水戸数	169,665戸	168,936戸	729戸	0.43%
給水量	21,207,170m ³	21,569,980m ³	△362,810m ³	△1.68%
1日最大給水量	133,970m ³	135,260m ³	△1,290m ³	△0.95%
1日平均給水量	117,167m ³	118,516m ³	△1,349m ³	△1.14%
1人1日最大給水量	381ℓ	382ℓ	△1ℓ	△0.26%
1人1日平均給水量	333ℓ	335ℓ	△2ℓ	△0.60%



(3) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。
7. 災害対策として耐震管の布設
施設整備事業(耐震化)の推進として、3箇年の継続事業で実施していた奈良市右京三丁目～神功五丁目地内口径800mm配水管布設工事(シールド工事)1件(1,718m)を施行完了しました。

イ. 浄水施設の更新

浄水関係の老朽化した施設として、奈良市奈良阪町地内緑ヶ丘配水池・管理棟屋根葺き防水工事他7件を施行しました。また、奈良市奈良阪町地内緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事他1件については施行継続中です。

ウ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市登美ヶ丘二丁目地内口径100～200mm配水管改善工事他10件(1,099m)を施行し、出水不良解消及び漏水解消を図りました。

2. 財政の状況

給水単価前年度と比較して減少しておりますが、水道料金収入の元となる有収水量が増加し、通期で純利益を計上しました。企業努力を重ね経費の削減に努めた結果、単字決算となりましたが、今後も増加する老朽施設の更新削減として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心で安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書

営業費用	3,899,331,814円	営業収益	3,593,525,573円
営業外費用	173,437,640円	営業外収益	649,189,013円
特別損失	430,739円	特別利益	411,658円
純利益	229,926,051円		

(2) 貸借対照表

【資産の部 78,133,873,502円】	【負債の部 45,252,090,812円】
固定資産 72,970,214,672円	固定負債 16,028,220,047円
有形固定資産 51,030,660,540円	流動負債 2,338,239,990円
無形固定資産 21,896,379,132円	繰延収益 26,885,630,775円
投資 43,175,000円	【資本の部 32,881,782,690円】
流動資産 5,163,658,830円	資本金 11,178,245,876円
	剰余金 21,703,536,814円

3. 経理の状況(税込)

(1) 下半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	8,763,125,000	4,529,752,316	9,032,993,469	△ 269,868,469
1 営業収益	7,537,468,000	3,879,980,687	7,761,682,993	△ 224,214,993
2 営業外収益	1,225,657,000	649,331,171	1,270,805,305	△ 45,168,305
3 特別利益	20,000	440,458	505,171	△ 485,171

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,118,665,000	4,321,943,061	7,641,592,263	477,072,737
1 営業費用	7,398,314,000	3,963,259,186	7,094,674,453	303,639,547
2 営業外費用	705,434,000	358,228,167	544,154,760	161,279,240
3 特別損失	4,917,000	455,708	2,763,050	2,153,950
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

平成28年度下半期奈良市都祁水道事業説明書

(平成28年10月1日～平成29年3月31日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成28年度下半期	平成27年度下半期	増減	伸び率
給水人口	5,077人	5,195人	△118人	△2.27%
給水戸数	1,939戸	1,943戸	△4戸	△0.21%
給水量	367,941m ³	374,023m ³	△6,082m ³	△1.63%
1日最大給水量	2,613m ³	2,837m ³	△224m ³	△7.90%
1日平均給水量	2,033m ³	2,055m ³	△22m ³	△1.07%
1人1日平均給水量	515ℓ	546ℓ	△31ℓ	△5.68%
1人1日平均給水量	400ℓ	396ℓ	4ℓ	1.01%

(2) 投資的事業について

ア、配水管の更新
維持管理及び安定給水を図るため、配水管改良工事1件(22m)を施行しました。

2. 財政の状況

水道料収入は予算に対して若干の増収となるものの、支出においては過去の投資に関する費用がかさみ、経費の節減など企業努力を重ねれば財政状況の向上に努めました。収益的収支は赤字決算となりました。今後とも収入の確保と支出の削減に努め、資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 損益計算書

営業費用	203,259,293円	営業収益	62,789,563円
営業外費用	21,665,796円	営業外収益	67,555,072円
特別損失	32,368,416円	特別利益	389,490円
		純損失	126,559,380円

(2) 貸借対照表

【資産の部】	4,830,562,555円	【負債の部】	5,164,275,499円
固定資産	4,768,276,875円	固定負債	2,511,543,713円
有形固定資産	4,234,620,862円	流動負債	214,054,673円
無形固定資産	533,656,013円	繰延収益	2,438,677,113円
流動資産	62,285,680円	【資本の部】	△333,712,944円
		資本金	4,673,042円
		剰余金	△338,385,986円

(イ) 資本的収入及び支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	2,098,286,000	1,764,173,655	2,097,212,180	1,073,820
1 企業債	1,398,000,000	1,398,000,000	1,398,000,000	0
2 固定資産売却代金	0	317,520	317,520	△317,520
3 負担金	396,974,000	149,170,335	354,007,460	42,966,540
4 分担金	303,312,000	216,685,800	344,887,200	△41,575,200

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,776,340,000	2,840,287,220	3,946,150,629	830,189,371
1 施設整備事業費	1,452,727,000	1,011,358,193	1,017,451,945	435,275,055
2 施設費	1,030,981,000	789,544,688	903,200,585	127,780,415
3 配水施設改良費	616,610,000	304,832,558	404,842,355	211,767,645
4 固定資産取得費	38,584,000	16,433,666	26,594,422	11,989,578
5 企業債償還金	857,824,000	420,803,703	844,448,282	13,375,718
6 長期割賦金	749,614,000	297,314,412	749,613,040	960
7 投資	20,000,000	0	0	20,000,000
8 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 平成29年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	21,483,900,000
償還高	420,803,703
未償還残高	8,251,487,860
未償還残高	13,232,412,140

平成28年度下半期奈良市月ヶ瀬簡易水道事業説明書
(平成28年10月1日～平成29年3月31日)

1. 事業の概要
(1) 業務について

区分	平成28年度下半期	平成27年度下半期	増減	伸び率
給水人口	1,430人	1,459人	△29人	△1.99%
給水戸数	475戸	472戸	3戸	0.64%
給水量	72,753m ³	75,128m ³	△2,375m ³	△3.16%
1日最大給水量	736m ³	566m ³	170m ³	30.04%
1日平均給水量	402m ³	413m ³	△11m ³	△2.66%
1人1日最大給水量	5150	3880	1270	32.73%
1人1日平均給水量	2810	2830	△20	△0.71%

(2) 投資的業務について

平成28年度下半期に施行した工事はありません。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対して若干の増収となり、支出においても経費の節減など企業努力を重ねた財政状況の向上に努めました。収益的収支は赤字決算となりました。
今後も収入の確保と支出の削減に努め、資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 損益計算書

営業費用	69,112,085円	営業収益	12,456,551円
営業外費用	2,915,773円	営業外収益	36,619,956円
特別損失	211,871円	特別利益	7,754円
		純損失	23,155,468円

(2) 貸借対照表

【資産の部】	985,718,178円	【負債の部】	1,033,941,256円
固定資産	944,376,706円	固定負債	282,457,574円
有形固定資産	885,844,011円	流動負債	26,427,121円
無形固定資産	58,532,697円	繰延収益	725,056,561円
流動資産	51,341,470円	【資本の部】	△38,223,078円
		資本金	32,301円
		剰余金	△38,255,379円

3. 経理の状況(税込)

(1) 下半期の奈良市都祁水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。

(ア) 収益的収入及び支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	413,626,000	135,736,759	430,449,035	△16,823,035
1 営業収益	135,899,000	67,791,717	138,192,839	△2,293,839
2 営業外収益	261,988,000	67,554,573	275,657,313	△13,669,313
3 特別利益	15,739,000	390,469	16,598,883	△859,883

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	477,617,000	268,859,458	512,279,302	△34,662,302
1 営業費用	395,585,000	206,773,092	404,173,778	△8,588,778
2 営業外費用	59,869,000	29,713,994	53,670,774	6,198,226
3 特別損失	22,163,000	32,372,372	54,434,750	△32,271,750

(イ) 資本的収入及び支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	117,890,000	17,523,609	114,443,837	3,446,163
1 企業債	10,700,000	6,700,000	6,700,000	4,000,000
2 負担金	105,715,000	9,722,009	105,714,517	483
3 分担金	1,475,000	1,101,600	2,029,320	△554,320

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	212,090,000	109,279,411	209,488,159	2,601,841
1 配水施設改良費	9,323,000	6,835,320	6,835,320	2,487,680
2 固定資産取得費	784,000	661,230	670,700	113,300
3 企業債償還金	201,983,000	101,782,861	201,982,139	861

(2) 平成29年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	4,509,100,000
償還高	101,782,861
償還高累計	1,835,749,958
未償還残高	2,673,350,042

平成28年度下半期奈良市下水道事業説明書
(平成28年10月1日～平成29年3月31日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成28年度下半期	平成27年度下半期	増減	伸び率
有収水量	18,627,937m	18,672,669m	△44,732m	△0.2%

(2) 投資的事業について
主なものは次のとおりです。

ア、普及促進事業
公共下水道の普及促進や環境改善のため、奈良市山町地内他公共下水道築造工事他4件(26m)を施行完了しました。

イ、管渠改良事業
経年劣化に伴う下水道管の老朽化が進んでおり、長寿命化を図るため国庫補助金も活用しながら、奈良市三条松町地内大安寺第1処理分区分渠改善工事他8件(148.90m)を施行しました。

ウ、処理場耐震化事業
奈良市朱雀三丁目地内にある平城浄化センターについて、施設の長寿命化を図るため国庫補助金を活用し、汚泥脱水機更新その他工事を施行中です。

3. 経理の状況(税込)

(1) 下半期の奈良市月々簡易水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。

(ア) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
簡易水道事業収益	139,270,000	50,079,762	140,571,262	△1,301,262	
1 営業収益	26,170,000	13,451,890	27,564,225	△1,394,225	
2 営業外収益	105,701,000	36,619,629	105,600,530	100,470	
3 特別利益	7,399,000	8,243	7,406,507	△7,507	

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
簡易水道事業費用	152,550,000	74,255,309	147,960,751	4,589,249
1 営業費用	135,883,000	70,407,987	132,134,869	3,748,131
2 営業外費用	7,492,000	3,633,073	6,651,992	840,008
3 特別損失	9,175,000	214,249	9,173,890	1,110

(イ) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	18,560,000	1,203,120	19,695,031	△1,135,031	
1 負担金	18,361,000	0	18,384,991	△23,991	
2 分損金	199,000	1,203,120	1,310,040	△1,111,040	

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	19,600,000	9,687,349	19,275,277	324,723
1 固定資産取得費	1,215,000	445,856	890,286	324,714
2 企業価値還元金	18,385,000	9,241,493	18,384,991	9

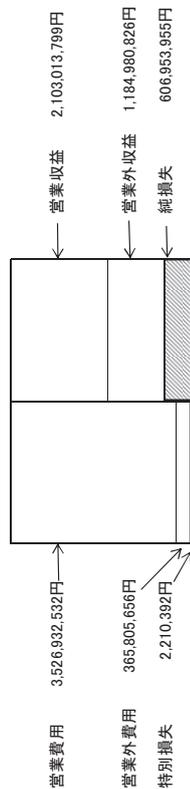
(2) 平成29年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	493,300,000
償還高	9,241,493
下半期償還高	190,515,502
償還高累計	302,784,498
未償還残高	

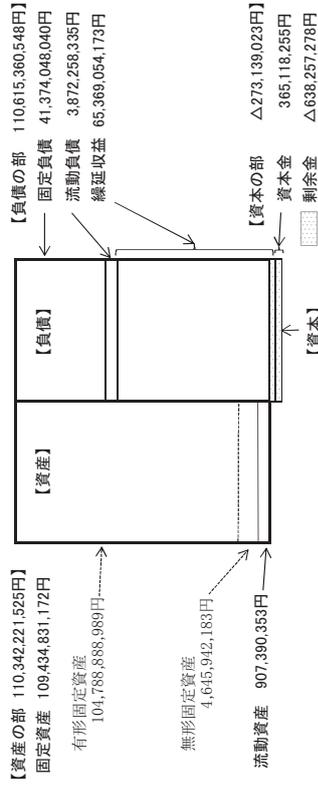
2. 財政の状況

下水道使用料は予算に対して増収となり、支出においては経費の前減など企業努力を重ね、財政状況の向上に努めました。減価償却費や支払利息等、過去の投資に関連する費用の占める割合が高く、収益的収支は赤字決算となりました。
今後も収入の確保と支出の削減に努め、資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 損益計算書



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況(税込)

(1) 下半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。

(7) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収入	下水道事業収益	7,307,000,000	3,454,994,059	7,400,901,858	△ 93,901,858
	1 営業収益	4,629,351,000	2,271,258,261	4,744,317,764	△ 114,966,764
	2 営業外収益	2,677,649,000	1,183,735,798	2,656,584,094	21,064,906
	3 特別利益	36,000	0	32,132	3,868

支出

支出	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
支出	下水道事業費用	8,033,009,000	4,146,317,001	7,895,778,160	137,230,840
	1 営業費用	7,107,653,000	3,641,734,237	7,014,284,867	93,368,133
	2 営業外費用	914,459,000	502,269,972	877,205,367	37,253,633
	3 特別損失	5,897,000	2,312,792	4,287,926	1,609,074
	4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(4) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収入	資本的収入	3,898,089,000	1,429,835,512	3,238,998,822	659,090,178
	1 企業債	2,037,011,000	1,249,900,000	1,649,900,000	387,111,000
	2 他会計補助金	1,403,614,000	0	1,403,614,000	0
	3 国庫補助金及び交付金	394,417,000	134,229,992	134,229,992	260,187,008
	4 県補助金	34,649,000	34,649,000	34,649,000	0
	5 負担金等	28,398,000	11,956,520	16,605,830	11,792,170

支出

支出	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
支出	資本的支出	4,789,570,000	2,208,769,487	4,133,033,317	656,536,683
	1 建設改良費	1,339,753,000	475,800,624	683,218,611	656,534,389
	2 固定資産取得費	1,859,000	1,083,964	1,858,224	776
	3 企業債償還金	3,447,958,000	1,731,884,899	3,447,956,482	1,518

(2) 平成29年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	用途内訳	下水道事業(円)
発行総額	発行総額	77,257,100,000
	償還高	1,731,884,899
未償還残高	未償還残高	32,412,073,540
	償還高累計	44,845,026,460

平成28年度下半期 奈良市病院事業 報告書
(平成28年10月1日～平成29年3月31日)

3. 職員に関する事項

病院管理課	職員数 5人
-------	-----------

(平成29年3月31日現在)

1. 事業の概況

平成28年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から12年4箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能につきましては、医師・看護師らを増員し、診療体制の強化を図るとともに、精神科を標榜し、専門機能強化と医療水準の向上を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数52,095人、外来延べ患者数112,181人、合計164,276人となりました。

収益的収支の状況ですが、収入総額146,630,347円となっております。支出につきましては、支出総額385,844,922円となっており、上半期と合わせると、収入総額は635,555,505円、支出総額は832,743,721円となっております。

次に、資本的収支の状況ですが、収入総額は13,618,502円、支出総額は13,763,522円となっており、上半期と合わせると、収入総額、支出総額ともに22,527,652円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っております。平成28年度は、看護師国家試験に39名が合格しました。平成28年度末における学生の数は、1年41名、2年41名、3年41名の合計123名です。

2. 議会議決事項

- (イ) 平成28年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)(平成28年12月16日議決)
- (ロ) 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について(平成28年12月16日議決)
- (ハ) 平成29年度奈良市病院事業会計予算(平成29年3月22日議決)

4. 業務に関する事項

(1)入院患者数

稼働日数	10月 31	11月 30	12月 31	1月 31	2月 28	3月 31	合計	1日平均	構成比率
内科	328	376	428	438	348	485	2,403	13.20	4.6%
呼吸器内科	976	1,039	1,095	1,107	1,040	1,044	6,301	34.62	12.1%
消化器内科	689	635	615	738	886	875	4,438	24.39	8.5%
循環器内科	769	550	775	802	719	818	4,433	24.36	8.5%
神経内科							0	0.00	0.0%
血液内科							0	0.00	0.0%
心療内科							0	0.00	0.0%
糖尿病内科	92	73	58	77	44	146	490	2.69	1.0%
腎臓内科							0	0.00	0.0%
(感染制御内科)	53	41	65	73	45	47	324	1.78	0.6%
呼吸器外科	65	15	45	47	59	79	310	1.70	0.6%
外科・消化器外科	859	856	726	736	873	903	4,953	27.21	9.5%
脳神経外科	678	458	561	689	697	727	3,810	20.93	7.3%
乳腺外科	182	109	110	133	172	186	892	4.90	1.7%
整形外科	1,453	1,182	1,276	1,101	1,013	1,125	7,150	39.29	13.7%
形成外科	214	154	130	123	157	245	1,023	5.62	2.0%
精神科							0	0.00	0.0%
小児科	353	421	285	226	248	331	1,864	10.24	3.6%
皮膚科	85	48	78	70	85	96	462	2.54	0.9%
泌尿器科	229	201	213	232	294	224	1,393	7.66	2.7%
産婦人科	639	709	812	626	605	779	4,170	22.91	8.0%
眼科	207	179	210	201	226	199	1,222	6.72	2.3%
耳鼻いんこう科	158	224	188	152	145	109	976	5.36	1.9%
リハビリテーション科							0	0.00	0.0%
放射線科	15	7	10	19	9	18	78	0.43	0.1%
麻酔科							0	0.00	0.0%
(総合診療科)	958	811	805	1,096	865	868	5,403	29.69	10.4%
合計	9,002	8,088	8,485	8,686	8,530	9,304	52,095	286.24	100.0%

※()は院内標準科

(2)外来患者数

稼働日数	10月 25	11月 24	12月 23	1月 23	2月 23	3月 26	合計	1日平均	構成比率
内科	91	120	106	109	103	126	655	4.55	0.6%
呼吸器内科	363	401	339	366	341	435	2,245	15.59	2.0%
消化器内科	1,921	2,017	2,060	1,949	2,032	2,192	12,171	84.52	10.8%
循環器内科	1,374	1,445	1,387	1,425	1,374	1,502	8,507	59.08	7.6%
神経内科	946	904	914	925	917	1,002	5,608	38.94	5.0%
血液内科	139	133	114	121	111	115	733	5.09	0.7%
心療内科	12	11	11	12	12	9	67	0.46	0.1%
糖尿病内科	585	588	565	546	527	640	3,431	23.83	3.1%
腎臓内科	75	73	72	77	79	111	487	3.38	0.4%
(感染制御内科)	76	70	60	57	63	67	393	2.73	0.3%
呼吸器外科	58	72	67	66	65	68	396	2.75	0.4%
外科・消化器外科	825	738	779	761	728	767	4,598	31.93	4.1%
脳神経外科	582	681	617	642	582	714	3,818	26.51	3.4%
乳腺外科	991	1,069	944	987	993	1,072	6,056	42.06	5.4%
整形外科	2,376	2,318	2,269	2,372	2,155	2,580	14,070	97.71	12.5%
形成外科	613	536	584	565	578	672	3,548	24.64	3.2%
精神科							0	0.00	0.0%
小児科	1,090	1,099	1,025	934	859	1,063	6,070	42.15	5.4%
皮膚科	1,114	1,081	1,001	944	940	1,067	6,147	42.69	5.5%
泌尿器科	548	612	611	575	514	637	3,497	24.28	3.1%
産婦人科	1,044	975	999	944	950	1,172	6,084	42.25	5.4%
眼科	1,263	1,389	1,338	1,275	1,329	1,486	8,080	56.11	7.2%
耳鼻いんこう科	749	767	777	749	730	872	4,644	32.25	4.1%
リハビリテーション科							0	0.00	0.0%
放射線科	396	433	374	309	311	446	2,269	15.76	2.0%
麻酔科							0	0.00	0.0%
(総合診療科)	1,421	1,386	1,472	1,504	1,385	1,439	8,607	59.77	7.7%
合計	18,632	18,918	18,485	18,214	17,678	20,254	112,181	779.03	100.0%

※()は院内標準科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科目	平成28年度下半期 (円)	平成27年度下半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	146,630,347	141,956,942	4,673,405	103.3
1 医業収益	0	0	0	0.0
2 医業外収益	139,677,482	135,103,011	4,574,471	103.4
3 看護師養成事業収益	6,952,865	5,405,238	1,547,627	128.6
4 特別利益	0	1,448,693	-1,448,693	皆減

支出

科目	平成28年度下半期 (円)	平成27年度下半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	385,844,922	412,913,379	-27,068,457	93.4
1 医業費用	333,263,010	339,538,514	-6,275,504	98.2
2 医業外費用	7,390,100	7,653,539	-263,439	96.6
3 看護師養成事業費用	43,471,802	43,523,092	-51,290	99.9
4 特別損失	1,720,010	22,198,234	-20,478,224	7.7

5 経理の状況

(1) 下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(7) 収益的収入及び支出

科目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	677,102,000	146,630,347	635,555,505	41,546,495
1 医業収益	36,978,000	0	36,978,000	0
2 医業外収益	495,121,000	139,677,482	464,135,022	30,985,978
3 看護師養成事業収益	145,003,000	6,952,865	132,738,865	12,264,135
4 特別利益	0	0	1,703,618	-1,703,618

支出

科目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	865,892,000	385,844,922	832,743,721	33,148,279
1 医業費用	705,365,000	333,263,010	683,757,500	21,607,500
2 医業外費用	15,496,000	7,390,100	14,527,346	988,654
3 看護師養成事業費用	145,000,000	43,471,802	132,738,865	12,261,135
4 特別損失	0	1,720,010	1,720,010	-1,720,010
5 予備費	31,000	0	0	31,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	22,600,000	13,618,502	22,527,652	72,348
1 補助金	1,733,000	865,752	1,732,752	248
2 負担金	20,867,000	12,752,750	20,794,900	72,100

支出

科目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	22,600,000	13,763,522	22,527,652	72,348
1 建設改良費	1,733,000	1,010,772	1,732,752	248
2 企業価値還元	20,867,000	12,752,750	20,794,900	72,100

(2) 平成29年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳	発行総額	償還高	未償還残高
病院事業(円)	4,566,000,000	12,752,750	69,613,041
償還高		12,752,750	
未償還残高			4,496,386,959

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第372号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 工事名 第一工区非常用発電設備取替改修工事
- 工事場所 奈良市米谷町地内
- 工事期間 契約の日から平成30年3月5日まで
- 工事概要 第一工区の非常用発電設備の取替改修工事一式
- 予定価格 12,686千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限基準価格 10,683千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第373号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 (仮称) 伏見こども園園舎改築その他工事に伴う建築設計業務委託
- 業務場所 奈良市菅原町367番地
- 業務期間 契約の日から平成30年2月28日まで
- 業務概要 建築設計業務委託 改築及び改修一式
改築部分 延べ床面積 約220㎡
改修部分 延べ床面積 約1,000㎡
- 予定価格 9,583千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限基準価格 7,349千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第374号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 3, 1号炉点検整備補修
- 業務場所 奈良市左京五丁目2番地
「奈良市環境清美工場」
- 業務期間 契約の日から平成29年12月22日まで
- 業務概要 焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
焼却炉処理能力 120 t / 日
ア 燃焼設備補修 一式
イ ガス冷却設備補修 一式
ウ 空気予熱設備補修 一式
エ 受入供給設備補修 一式
オ 灰出設備補修 一式
カ 共通設備補修 一式
- 予定価格 134,027千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第375号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 3, 1号炉排ガス施設点検整備補修
- 業務場所 奈良市左京五丁目2番地
「奈良市環境清美工場」
- 業務期間 契約の日から平成29年12月22日まで
- 業務概要 焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
焼却炉処理能力 120 t / 日
ア 燃焼設備補修 一式
イ ガス冷却室設備補修 一式
ウ 空気予熱設備補修 一式
エ 減温塔設備補修 一式
オ 排ガス処理設備補修 一式
カ 通風設備補修 一式
キ 共通設備補修 一式
- 予定価格 98,502千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第376号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務
- (2) 業務場所 奈良市東九条町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年1月31日まで
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 20,730円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 12,438円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月1日掲示済)

奈良市告示第377号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

富雄公民館エレベーター設置及び空調設備改修に伴う設計業務委託ほか1件（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり

)

以下省略

(平成29年6月1日掲示済)

奈良市告示第378号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

通学路整備工事（秋篠町地内・中部第54号線）その他工事ほか31件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年6月1日掲示済)

奈良市告示第379号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項及び第46条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号及び第85条第1号の規定により公示します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100527	奈良市敷島町二丁目543-25	華舞デイサービスセンター	奈良市若葉台一丁目7番1号	株式会社優花	平成29年6月1日
2970107575	奈良市学園新田町3219-1 パルムドール学園前 参番館B1F	ソワン訪問介護センター	奈良市学園北一丁目13番8号メインビル2F	株式会社クカメディカル	平成29年6月1日
2970107583	奈良市学園新田町3219-1 パルムドール学園前 参番館B1F	ソワン訪問介護センター・ケアプラン部	奈良市学園北一丁目13番8号メインビル2F	株式会社クカメディカル	平成29年6月1日
2970107591	奈良市二条大路南二丁目2番22-1号	有限会社I S D	奈良市二条大路南二丁目2番22-1号	有限会社I S D	平成29年6月1日
2970107609	奈良市杉ヶ町33番地3 ききょう杉ヶ町ビル2階	あいじゅ	奈良市富雄元町三丁目1番13号	株式会社ききょう	平成29年6月1日
2970107617	奈良市北永井町376番地	訪問介護サービスひより	奈良市北永井町376番地	合同会社ひより	平成29年6月1日

(平成29年6月1日掲示済)

奈良市告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サ

ービス事業者、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970101420	奈良市西大寺栄町3-1 泉谷マンション202	四季ノ丘指定居宅介護支援事業所	奈良市西大寺栄町3-1 泉谷マンション202	四季ノ丘 合資会社	2150003000071	平成29年5月10日
2970102352	奈良県奈良市古市町1480-12	居宅介護支援喜寿	奈良県奈良市古市町1480-12	有限会社 喜寿	9150002099312	平成29年3月26日
2970103814	奈良県奈良市学園新田町3219-1	ソワン訪問介護センター・ケアプラン部	奈良県奈良市学園北1-13-8	株式会社 山岡産業	8080401014856	平成29年5月31日

【訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970103806	奈良県奈良市学園新田町3219-1	ソワン訪問介護センター	奈良県奈良市学園北1-13-8	株式会社 山岡産業	8080401014856	平成29年5月31日
2970104515	奈良県奈良市西笹鉾町40	ぼれぼれ奈良公園	奈良市登美ヶ丘2-2-15	株式会社ひまわりの会	1150001001197	平成29年4月30日

【介護予防通所介護・地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104028	奈良県奈良市七条1-30-6	デイサービス なごみの家	奈良県奈良市七条1-30-6	株式会社 なごみの家	8150001007856	平成29年5月31日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970106692	奈良市西九条三丁目13番地	ロイヤルホームセンター奈良	大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号	ロイヤルホームセンター株式会社	2120001072223	平成29年4月30日

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第381号

平成29年奈良市告示第208号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川 元 庸

次のよう省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 平成29年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102678	合同会社ひより	630-8442	奈良県奈良市北永井町376番地	訪問介護サービスひより	630-8442	奈良県奈良市北永井町376番地	居宅介護 重度訪問介護
2910102041	合同会社来夢グリーン	630-8244	奈良県奈良市三条町593番地の53	来夢green	630-8233	奈良県奈良市小川町12扇ビル	自立訓練 (生活訓練)

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成29年5月31日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101423	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	ここに	630-8424	奈良県奈良市古市町2159-4	就労移行支援

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第384号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則

この告示は、平成29年6月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市告示第385号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 事業名称
学びなら事業向け校務用パソコン等の賃貸借
- (2) 調達する機器

校務用パソコン、周辺機器及びソフトウェア一式

- (3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

- (4) 機器の設計設定作業

校務用パソコン、周辺機器及びソフトウェアについて、既存環境へ適合した設計及び設定、本市、指定の学びなら向けソフトウェアの導入

- (5) 機器等の設置作業

納入ソフトウェア及び指定ソフトウェアを動作状態とした上での機器等の設置作業、機器設置後の動作確認

- (6) 保守及び復旧作業

機器等の保守及び復旧作業

- (7) 納入条件

成果物作成等

- (8) 保険

- (9) その他

以下省略

(平成29年6月2日揭示済)

奈良市告示第386号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 契約名 なら100年会館電話交換機設備賃貸借
- (2) 実施場所 なら100年会館

奈良市三条宮前町7番1号

- (3) 賃貸借期間 平成29年8月1日から平成36年7月31日まで
(4) 契約概要 なら100年会館電話交換機設備賃貸借仕様書による

以下省略

(平成29年6月2日揭示済)

奈良市告示第387号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年6月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 なら100年会館自動火災報知機設備賃貸借
(2) 納入場所 なら100年会館
奈良市三条宮前町7番1号
(3) 賃貸借期間 平成30年3月1日から平成40年2月28日(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
(4) 概要 なら100年会館自動火災報知機設備賃貸借仕様書による。

以下省略

(平成29年6月2日揭示済)

奈良市告示第388号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年6月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 契約名 なら100年会館中央監視盤設備賃貸借
(2) 実施場所 なら100年会館
奈良市三条宮前町7番1号
(3) 賃貸借期間 平成30年1月1日から平成39年12月31日まで
(4) 契約概要 なら100年会館中央監視盤設備賃貸借仕様書による

以下省略

(平成29年6月2日揭示済)

奈良市告示第389号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成29年6月2日
3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成29年6月2日揭示済)

奈良市告示第390号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成29年6月2日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成29年6月2日揭示済)

奈良市告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年6月2日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年6月1日	スギ薬局 学園前南店	奈良市中町1番地87	株式会社スギ薬局 代表取締役 榎原 栄一

(平成29年6月2日揭示済)

(平成29年6月5日揭示済)

奈良市告示第392号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月5日

奈良市長 仲川 元 庸

平成29年8月度端末機器等の賃貸借にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、熟読のうえ入札すること。

1 事業概要

本業務は、本市で使用する業務用パソコン、プリンタ（以下端末機器）等の長期安定稼働及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。

2 事業範囲

(1) 事業名称

平成29年8月度端末機器等の賃貸借

(2) 調達する端末機器

- ・ノート型パーソナルコンピュータ
- ・モノクロレーザプリンタ（RICOH社製 IPSIO SP6420）
- ・その他関連機器

(3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

(4) 端末機器の設計・設定作業

マスタイメージの作成、動作確認用端末の作成、端末機器作成手順書の作成、各端末機器の設定（個別設定を含む）等

(5) 端末機器の設置作業

端末機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続設定（無線LAN設定含む）、プリンタ接続、プリンタサーバ登録作業含む）、現行端末機器に導入されているソフトウェアの移行、機器の識別用ラベルの作成・貼付、端末設置後の動作確認等

(6) 端末機器の回収作業

入替対象端末の回収、データ消去作業等、入替対象プリンタの廃棄

(7) 成果物作成・配布作業

成果物（管理台帳）作成、及び設置部署への配布等

(8) 保守・サポート

端末機器等の保守（オンサイトを含む）等

以下省略

奈良市告示第393号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成29年6月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成29年6月5日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年11月1日、同月7日、同月10日、同月15日、同月17日、同月20日、同月22日及び同月28日

(平成29年6月5日揭示済)

奈良市告示第394号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年6月4日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年6月5日揭示済)

奈良市告示第395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	平田 裕喜 奈良市敷島町一丁目 547番地の49	東 昌史 奈良市敷島町二丁目 546番地の111

2 変更の年月日

平成29年5月28日

(平成29年6月5日揭示済)

奈良市告示第396号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	吉川 道康 奈良市秋篠町 573番地の15	中川 晋作 奈良市秋篠町 1041番地

2 変更の年月日

平成29年4月9日

(平成29年6月5日揭示済)

奈良市告示第397号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年6月5日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成29年6月5日揭示済)

奈良市告示第398号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年6月6日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人富森会 富森 歯科医院	奈良県奈良市押上町20-2	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成29年3月1日
医療法人富森会	奈良県奈良市押上町20-2		
おかもと歯科	奈良県奈良市神殿町312	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成29年4月1日
医療法人おかもと歯科	奈良県奈良市神殿町312		
うさぎや薬局	奈良県奈良市小川町4-2	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成29年5月1日
株式会社うさぎや薬局	奈良県奈良市小川町4-2		

(平成29年6月6日揭示済)

平成29年6月6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第399号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年6月6日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年6月6日揭示済)

奈良市告示第400号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 事業範囲

(1) 事業名称

「学びなら」（個に応じた学力向上）成績分析システム利用等の賃貸借

(2) 調達するソフト及び機器等

- ・デジタル採点ソフト（スキャナ含む関連機器）一式
- ・成績分析システム 一式

(3) 導入スケジュールの調整

システム導入スケジュールの作成及び調整

(4) ソフトウェアのインストール及び設置作業

機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続作業含む）、機器設置後の動作確認

(5) 導入支援及び運用支援

- ・機器操作支援
- ・利用支援及び補助

(6) 保守・サポート

- ・ソフトウェア及び機器等の保守及びサポート

(7) 保険

2 本競争入札に関する事項

(1) ソフトウェア及び機器等の納品に関する条件等

別紙1「学びなら」（個に応じた学力向上）成績分析システム利用等の賃貸借に係る調達仕様書のとおり

(2) 契約形態

賃貸借契約

(3) 賃貸借契約期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 契約条項

別紙2「学びなら」（個に応じた学力向上）成績分析システム利用等の賃貸借契約書のとおり

(5) 設置作業完了期限

平成29年8月31日

(6) ソフトウェア及び機器等セットアップ場所

別紙1「学びなら」（個に応じた学力向上）成績分析システム利用等の賃貸借に係る調達仕様書のとおり

(7) 付帯事項

- ・ソフトウェア及び機器等の賃貸借期間中の必要な

保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。

- ・この契約が解除された場合には、本市と協議の上、事業者の負担により速やかに物品を撤去することとする。

以下省略

(平成29年6月7日揭示済)

奈良市告示第401号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 高規格救急自動車
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1
奈良市消防局
- (4) 納入期限 平成30年1月22日
- (5) 担当課 奈良市消防局災害対策室消防課
電話 0742-35-1193

以下省略

(平成29年6月7日揭示済)

奈良市告示第402号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 CD-I型消防ポンプ自動車
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1
奈良市消防局
- (4) 納入期限 平成30年2月6日
- (5) 担当課 奈良市消防局災害対策室消防課
電話 0742-35-1193

以下省略

(平成29年6月7日揭示済)

奈良市告示第403号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良北雨水ポンプ場管理業務委託
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務場所 奈良市佐保台西町地内
- (4) 業務期間 平成29年7月1日から平成34年6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (5) 担当課 奈良市建設部土木管理課
電話 0742-34-4893

以下省略

(平成29年6月8日揭示済)

奈良市告示第404号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年6月8日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市西大寺北町四丁目3番9号 ひまわり荘101号
申請者氏名	株式会社 三木ホーム 代表取締役 三木 恒二
道路の位置	奈良市敷島町二丁目477番1、同番2及び546番63
道路の幅員	最大5.00m 最小4.00m
道路の延長	34.68m
指定年月日	平成29年6月8日
指定番号	第H2901号

(平成29年6月8日揭示済)

奈良市告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年6月8日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年6月30日
名称	主たる事務所の所在地		
まりん薬局	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年6月30日
株式会社メディファ	大阪府堺市堺区市之町西三丁目2-14	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年7月31日
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57-3	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年7月31日
株式会社 阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大榭町1番18号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年10月31日
株式会社 ゆうき薬局	奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-12	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年10月31日
株式会社 ゆうき薬局	奈良県奈良市紀寺町864-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年10月31日

(平成29年6月8日揭示済)

奈良市告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年6月8日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
サン薬局 中町店	奈良県奈良市中町4842-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年8月1日
株式会社 関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目14-12		
サン薬局 高の原店	奈良県奈良市右京四丁目14番地24	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年4月1日
株式会社 関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目14-12		
スギ薬局 本店	奈良県奈良市右京一丁目3番地4 サンタウンプラザすずらん南館1F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年5月1日
プライベート株式会社	奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目6番4号 クレール吉田ビル2F		
ファミリー薬局 奈良店	奈良県奈良市三条町321-4	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年5月1日
株式会社 プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田二丁目8番10号 光栄ビル1階		
まりん薬局	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年7月1日
株式会社 セラ・メディック	大阪府堺市堺区市之町西三丁目2-14		
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年8月1日
株式会社 阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大槻町1番18号		
すいれん薬局	奈良県奈良市学園朝日町2-12	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年8月1日
森本 勢通子	奈良県奈良市学園北一丁目11番12-401号		
きらら薬局 阪奈菅原店	奈良県奈良市菅原町649-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年8月1日
有限会社 ファルマ	奈良県奈良市菅原町37-1		
サン薬局 京終店	奈良県奈良市南京終町710番地1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年9月1日
株式会社 関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目14-12		
ゆうき薬局	奈良県奈良市紀寺町864-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年11月1日
株式会社 ゆうき薬局	奈良県奈良市紀寺町864-1		
あかね薬局	奈良県奈良市朱雀五丁目17番地1-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年12月1日
株式会社 マーメイド	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町85番地1		

(平成29年6月8日揭示済)		介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成29年6月8日 奈良市長 仲川元庸		
<p>奈良市告示第407号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定</p>				
指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日	
名称	所在地			
開設者		居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成28年9月16日	
名称	主たる事務所の所在地			
在宅介護支援センター 和楽園	奈良県奈良市古市町1886番地の1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成28年9月16日	
社会福祉法人 奈良市 和楽園	奈良県奈良市古市町1886番地の1			
(平成29年6月8日揭示済)		介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成29年6月8日 奈良市長 仲川元庸		
<p>奈良市告示第408号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定</p>				
	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	奈良市若草地域包括支援センター	奈良県奈良市船橋町1番地の1	一般財団法人沢井病院	平成29年1月16日
新	奈良市若草地域包括支援センター	奈良県奈良市芝辻町1-21 フロムワンビル	一般財団法人沢井病院	
旧	奈良市伏見地域包括支援センター	奈良県奈良市西大寺南町1-17 西田ビル2F	社会医療法人 平和会	平成28年11月26日
新	奈良市伏見地域包括支援センター	奈良県奈良市西大寺新町一丁目1-1 河辺ビル1F	社会医療法人 平和会	
(平成29年6月8日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成29年6月8日 奈良市長 仲川元庸		
<p>奈良市告示第409号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の</p>				
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	
名称	所在地			
開設者		地域密着型 認知症対応型共同生活介護	平成29年4月1日	
名称	主たる事務所の所在地			
社会福祉法人なのはグループホーム楓・メイプルリーフ	奈良県奈良市神功四丁目25-9	地域密着型 認知症対応型共同生活介護	平成29年4月1日	
社会福祉法人なのは	奈良県奈良市神功四丁目25-9			
(平成29年6月8日揭示済)		平成29年6月8日 奈良市長 仲川元庸		
<p>奈良市告示第410号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。</p>				

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプラン クオーレ	奈良県奈良市古市町1773番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年5月1日
株式会社クオーレ	奈良県奈良市古市町1773番地の1		
デイサービス クオーレ	奈良県奈良市古市町1773番地の1	居宅 通所介護	平成29年5月1日
株式会社クオーレ	奈良県奈良市古市町1773番地の1		
L a L a あやめ池デイサービス	奈良県奈良市あやめ池南四丁目1番12号	居宅 通所介護	平成29年5月1日
株式会社紅きらら	京都府京都市中京区猪熊通錦小路下る錦猪熊町553番地		
まーめいどヘルパーセンター	奈良県奈良市神殿町645番地の1	居宅 訪問介護	平成29年5月1日
医療法人社団 谷掛整形外科診療所	奈良県奈良市神殿町644番地の1		
リハビリデイ まーめいど	奈良県奈良市神殿町645番地の1	居宅 通所介護	平成29年5月1日
医療法人社団 谷掛整形外科診療所	奈良県奈良市神殿町644番地の1		
訪問看護ステーション 佐保の里	奈良県奈良市佐保台二丁目902番地の241	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成29年5月1日
株式会社ライフアート コミュニティ	奈良県奈良市佐保台二丁目902番地の241		
(平成29年6月8日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成29年6月8日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第411号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規			
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上林 奈菜未		柔道整復	平成29年4月14日
かどわき接骨院	奈良県奈良市京終地方東側町18番地		
(平成29年6月8日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成29年6月8日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第412号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成29年6月8日 奈良市長 仲川元庸			

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
余田 拓矢		柔道整復	平成29年4月11日
つつみ鍼灸整骨院	奈良県奈良市六条一丁目1番12号		

(平成29年6月8日揭示済)

奈良市告示第413号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月8日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
平川 隼吾		あんま	平成29年4月25日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		
平川 隼吾		はり・きゅう	平成29年4月25日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		

(平成29年6月8日揭示済)

奈良市告示第414号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年6月8日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年6月8日揭示済)

奈良市告示第415号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年6月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 安定器等のPCB含有調査・重量測定・登録資料作成業務委託

(2) 業務場所 奈良市全域

(3) 業務期間 契約の日から平成29年9月29日まで

(4) 業務概要 高濃度PCB廃棄物にあたる安定器等のPCB含有有無分別作業並びに重量測定作業、及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)へ特別(搬入荷姿)登録するための書類作成業務

以下省略

(平成29年6月12日揭示済)

奈良市告示第416号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年6月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

差押調書(謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(平成29年6月13日揭示済)

奈良市告示第417号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は財務部資産税課で保管し、送達を受け

るべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年6月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達すべき書類の名称
平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき書類の発送年月日
平成29年4月7日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(平成29年6月13日揭示済)

奈良市告示第418号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 名称 連続帳票裁断機一式の賃貸借
 - (2) 詳細 別紙仕様書および機能仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
 - (4) 納入期限 平成29年8月1日（火）
 - (5) 契約期間 平成29年8月1日から平成34年7月31日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
 - (6) 担当課 奈良市総務部情報政策課
- 以下省略

(平成29年6月14日揭示済)

奈良市告示第419号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年6月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市内侍原町4 一般社団法人 地域づくり支援機構 理事長 村田武一郎	活動量計自己負担金（活動量計代金）

- 2 委託の期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
(平成29年6月14日揭示済)

奈良市告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年6月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年8月10日 奈良市指令都整開 第15A-17号
平成29年5月22日 奈良市指令都整開 第15A-17-1号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年6月14日 第1572号
公共施設 平成29年6月14日 第756号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘六丁目350番
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 取締役社長 赤坂 秀則
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 防火水槽
奈良市中登美ヶ丘六丁目350番の一部
- (平成29年6月14日揭示済)

奈良市告示第421号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成29年6月14日

奈良市長 仲川元庸
記

事件本人
省略

(平成29年6月14日揭示済)

奈良市告示第422号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

京終駅復元工事（第2期）に伴う建築設計業務委託（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年6月15日揭示済)

奈良市告示第423号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路修繕工事（法蓮町地内・北部第7号線）ほか16件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年6月15日揭示済)

奈良市告示第424号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月15日

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰越金		-	21,000	21,000
	1. 繰越金	-	21,000	21,000
21. 市債		12,204,300	46,000	12,250,300
	1. 市債	12,204,300	46,000	12,250,300
歳入合計		127,561,997	67,000	127,628,997

(註)「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		10,174,038	67,000	10,241,038
	1. 保健衛生費	1,862,108	67,000	1,929,108
歳出合計		127,561,997	67,000	127,628,997

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年6月15日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年6月15日揭示済)

奈良市告示第425号

平成29年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成29年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 平成29年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,628,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
保健衛生施設整備事業	5,900 ^{千円}	51,900 ^{千円}
計	12,204,300	12,250,300

(平成29年6月16日揭示済)

奈良市告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年6月16日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成29年2月21日 奈良市指令整開 第16A-45号
平成29年5月24日 奈良市指令整開 第16A-45-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年6月16日 第1573号
- 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町2099番5の一部、2100番2の一部、2101番1、2101番2、2101番3の一部、2101番4の一部、2102番1、2102番2、2103番1、2104番1、2106番1、2107番1の一部、2110番6及び2123番76の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目1番63号

三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹

(平成29年6月16日揭示済)

奈良市告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
なかざわ耳鼻咽喉科医院	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3番3号 リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成29年4月30日
なないろクリニック	奈良県奈良市中山町西三丁目218番地	平成29年4月30日
樹のひかり形成外科・皮ふ科	奈良県奈良市小西町25番1号 ファインフラッツ奈良 ザ・レジデンス2F-Cブロック	平成29年4月30日
とみお薬局西店	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号 ききょう富雄ビル1F	平成29年4月30日

(平成29年6月16日揭示済)

奈良市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年6月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
なかざわ耳鼻咽喉科医院	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3番3号 リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成29年5月1日
なないろクリニック	奈良県奈良市中山町西三丁目218番地	平成29年5月1日
樹のひかり形成外科・皮ふ科	奈良県奈良市小西町25番1号 奈良テラス2階	平成29年5月1日
オレンジ薬局 富雄店	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号 ききょう富雄ビル1F	平成29年5月1日

(平成29年6月16日揭示済)

奈良市告示第429号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年6月16日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年6月16日揭示済)

奈良市告示第430号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成29年6月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
(1) 業務名 奈良市地域公共交通支援事業検討業務委託
(2) 業務場所 奈良市内全域
(3) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで
(4) 業務概要 公共交通支援事業の構築
以下省略

(平成29年6月19日揭示済)

奈良市告示第431号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示いたします。

平成29年6月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
(1) 業務名 COOL CHOICE普及啓発事業企画・運営業務委託
(2) 詳細 別紙仕様書のとおり
(3) 契約期間 契約締結日から平成30年2月16日（金）まで
(4) 担当課 奈良市環境部環境政策課
電話 0742-34-4591
以下省略

(平成29年6月20日揭示済)

奈良市告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年6月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年4月11日 奈良市指令整開 第16A-49号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年6月20日 第1574号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西ノ京町69番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路二丁目3番78-1号
株式会社 さくらガーデン 代表取締役 乾政宏

(平成29年6月20日揭示済)

奈良市告示第433号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年6月20日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年6月20日揭示済)

奈良市告示第434号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年6月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者
省略
(平成29年6月20日揭示済)

奈良市告示第435号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 インバータ・コンバータ
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市左京五丁目2番地

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	奈良市成長志向起業家育成事業業務委託
業務内容	別添「仕様書」に記載のとおり
委託期間	契約締結の日から平成30年3月31日まで
契約形式	委託契約

以下省略

(平成29年6月21日揭示済)

奈良市告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年3月9日 奈良市指令整開 第16A-48号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年6月22日 第1575号

公共施設 平成29年6月22日 第757号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条西四丁目881番1、881番7、881番8、881番9及び881番10（全体工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区西五反田七丁目23番1号

大成ユーレック株式会社 代表取締役 小林 敬明

奈良市六条町102番地の1

医療法人康仁会 理事長 高比 康臣

奈良市六条町109番地の1

有限会社メディカルカルチャークラブ

取締役 福田 祐一

5 公共施設の種類の、位置及び区域

奈良市環境清美工場特高電気室
(4) 納入期限 平成30年2月28日
(5) 担当課 環境清美工場
電話 0742-71-3000

以下省略

(平成29年6月21日揭示済)

奈良市告示第436号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月21日

奈良市長 仲川元庸

(1) 道路

奈良市六条西四丁目881番10

(2) 多世代広場

奈良市六条西四丁目881番7

(3) 調整池

奈良市六条西四丁目881番9

(4) 防火水槽

奈良市六条西四丁目881番1の一部

(平成29年6月22日揭示済)

奈良市告示第438号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年6月23日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年6月23日揭示済)

奈良市告示第439号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月26日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 空調設備賃貸借契約
- 納入場所 神功こども園（乳児棟）
- 契約期間 平成29年9月1日から平成39年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	第5期奈良市障害福祉計画策定業務委託
業務内容	現計画の「第4期奈良市障害福祉計画」を検証しながら、現状分析や施策の検討を行い、国の基本指針に即した障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する「第5期奈良市障害福祉計画」（計画期間平成30年度～平成32年度）の策定に関する調査などの業務。
委託期間	契約の日から平成30年3月31日まで

以下省略

(平成29年6月27日揭示済)

奈良市告示第441号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 平成29年度奈良市地番図分合筆修正業務委託
- 業務場所 奈良市内一円
- 業務期間 契約の日から平成30年3月28日まで
- 業務概要 平成28年1月2日から平成29年1月1日までの間における分合筆等に伴う地番図の修正、データ作成及びセットアップほか
※詳細については「業務委託仕様書」を参照してください。

以下省略

(平成29年6月27日揭示済)

奈良市告示第442号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月26日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとしました

- 業務概要 空調設備（ガス式）のリース契約（10年）を行う。

以下省略

(平成29年6月26日揭示済)

奈良市告示第440号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月27日

奈良市長 仲川元庸

ので、同条第3項の規定により公示します。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含まれます。

平成29年6月27日

奈良市長 仲川元庸

(平成29年6月27日揭示済)

奈良市告示第443号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年6月27日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年6月27日揭示済)

奈良市告示第444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	植久保 晃 奈良市西包永町 1番地の1	川邊 裕司 奈良市西包永町 25番地

2 変更の年月日

平成27年5月10日

(平成29年6月27日揭示済)

奈良市告示第445号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物件名 奈良市公用自動車賃貸借
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市三条本町13番1号
奈良市保健所・教育総合センター
- (4) 納入期日 平成29年10月2日
- (5) 担当課 奈良市総務部保健所・教育総合センター
管理課
電話 0742-34-2303
FAX 0742-34-4852

以下省略

(平成29年6月28日揭示済)

別表の1の表中

「奈良市保健福祉部障がい福祉課 「奈良市福祉部障がい福祉課
奈良市保健福祉部保護第一課 を 奈良市福祉部保護第一課 に、
奈良市保健福祉部保護第二課 」 奈良市福祉部保護第二課 」

「奈良市保健所保健予防課 を 「奈良市健康医療部保健予防課 に改める。
奈良市保健所健康増進課」 奈良市健康医療部健康増進課」

別表の2の表中

「社団法人奈良市医師会 を 「一般社団法人奈良市医師会 に改める。
社団法人奈良市歯科医師会」 一般社団法人奈良市歯科医師会」

附 則

この告示は、平成29年6月29日から施行し、この告示による改正後の奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱別表の1の表の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成29年6月29日揭示済)

奈良市告示第448号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

奈良市告示第446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年6月29日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市押熊町180番地
申請者氏名	株式会社 ソニック 代表取締役 小林 訓子
道路の位置	奈良市押熊町1335番7、1335番9の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	31.00m
指定年月日	平成29年6月29日
指定番号	第H2817号

(平成29年6月29日揭示済)

奈良市告示第447号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月29日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月29日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年12月15日 奈良市指令都整開 第15A-37号
平成29年6月1日 奈良市指令都整開 第15A-37-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年6月29日 第1576号
公共施設 平成29年6月29日 第758号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大森町301番1、301番12及び301番14
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
パナホーム株式会社 都市開発支社
支社長 小林 敦

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市大森町301番14

(2) 公園

奈良市大森町301番12

(3) 調整池

奈良市大森町301番1の一部

(4) 防火水槽

奈良市大森町301番1の一部

(平成29年6月29日揭示済)

奈良市告示第449号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 出屋敷町清水池堤塘囑託登記業務

(2) 業務場所 奈良市出屋敷町 地内

(3) 業務期間 契約の日から平成29年9月29日まで

(4) 業務概要 測量等業務一式

(5) 予定価格(基準単価) 28,980円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限価格(基準単価) 17,388円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月30日揭示済)

奈良市告示第450号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のとおり告示します。

平成29年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 2401	平成29年6月30日	省略	平成28年1月26日
奈良 2352	平成29年6月30日	省略	平成28年2月1日
奈良 2299	平成29年6月30日	省略	平成28年2月23日
奈良 2320	平成29年6月30日	省略	平成28年3月1日
奈良 2396	平成29年6月30日	省略	平成28年4月13日
奈良 2210	平成29年6月30日	省略	平成28年5月2日
奈良 2404	平成29年6月30日	省略	平成28年8月1日
奈良 3027	平成29年6月30日	省略	平成28年10月12日

(平成29年6月30日揭示済)

奈良市告示第451号

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年奈良市告示第335号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条第1項を次のように改める。

訓練給付金の額は、次のとおりとする。

(1) 対象者のうち受講開始日現在において雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭

和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができない者 当該対象者が対象講座の受講のために支払った費用(以下「教育訓練経費」という。)の60パーセントに相当する額。ただし、その額が200,000円を超える場合の交付額は200,000円とし、12,000円を超えない場合は交付しないものとする。

(2) 対象者のうち受講開始日現在において前号に掲げる者以外の者 前号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

第8条第1項に次の1号を加える。

(4) 雇用保険法による一般教育訓練給付金の額を証明する書類(教育訓練給付金(一般教育訓練)支給・不支給決定通知書)(雇用保険法による教育訓練給付金の受給者である場合に限る。)

別記第1号様式中「教育訓練給付金受給」を「一般教育訓練給付金受給」に、「の教育訓練給付金」を「の一般教

育訓練給付金」に改め、同様式(注)第2項中「です」の次に「。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます」を加える。

別記第2号様式(注)第2項中「です」の次に「。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます」を加える。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新要綱第4条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に修了した教育訓練に係る訓練給付金について適用し、同日前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成29年6月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年6月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

中央図書館(旧図書館政策課分)

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成29年6月19日

【監査の結果】	【措置の内容】
臨時職員1人の賃金において、通勤手当の算定を誤って支給していた。奈良市臨時職員に関する規則第13条の規定に則り、適正に事務処理を行われたい。	通勤手当の過払い分については、監査指摘後に支給する通勤手当と相殺しました。今後は、奈良市臨時職員に関する規則第13条の規定に則り、適正に事務処理を行います。

消防局総務課

監査結果公表日 平成27年12月25日

(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成29年6月23日

【監査の結果】	【措置の内容】
消防団員貸与被服として、物品供給契約を締結した現場活動用雨衣について、支出負担行為伺書の現品確認日欄及び検収日欄に契約書で定められた納入期限日と同日の日付が記入され、確認印が押印されていたが、納入期限日後に一部が納入されているのみであった。適正な事務処理を行われたい。	消防団員貸与被服として、平成28年度に物品供給契約を締結した現場活動用防火衣において、契約書で定められた納入期限までに発注数量の全部を納入してもらうよう改めました。今後は、契約事務を複数人によるチェック体制によって処理することを徹底し、適正な事務処理に努めます。

北部出張所

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成29年6月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 駐車場管理業務委託において、駐車場管理事務処理基準に、駐車料金を徴収した日の翌月10日までに金融機関に払い込むと定められている。委託業者は、駐車料金を精算機から週2回収し、1か月分まとめて金融機関に入金しているが、回収した駐車料金は、速やかに金融機関に払い込むよう、駐車場管理事務処理基準の見直しを行われたい。また、駐車料金の徴収事務を当該業者に委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示をしていなかった。適正な事務処理を行われたい。	(1) 駐車場管理業務委託において、平成28年12月28日に、駐車料金の徴収事務を業者に委託していることを地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示し、平成29年2月から、委託業者が回収した駐車料金を速やかに奈良市指定金融機関等で納付するよう、委託変更契約を交わし、駐車場管理事務処理基準を見直しました。
(2) 戸籍住民基本台帳費の切手類受払簿において、平成27年度末の残額と平成28年度への繰越額が一致していなかった。切手類は金銭等価物であるため、繰越手続を正確に行い、適正に管理されたい。	(2) 平成29年度は、切手類受払簿の繰越手続を、所属長が確認した上で正確に行いました。今後は、繰越手続の際には、所属長による確認を行い、切手類受払簿の管理を徹底し、再発防止に努めます。

建築指導課

監査結果公表日 平成29年4月6日

(奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 平成29年6月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(1) 証明手数料用、その他雑入用及び未使用の領収書綴について、領収書管理台帳が作成されていなかった。 領収書綴は、内部統制上のリスクがあるため領収書管理台帳を作成し、受払状況を適正に管理されたい。</p> <p>(2) 切手類受払簿に記載されている切手等の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。また、所管課作成の切手使用表に使用状況を記入後、一定期間分まとめて切手類受払簿に転記されていた。 切手等は、切手使用表から切手類受払簿に転記するのではなく、使用の都度、切手類受払簿に直接手書きで受払状況を記載した上で、記載内容と切手等の残枚数の確認を行い、適正に管理された。</p>	<p>(1) 証明手数料用、その他雑入用及び未使用の領収書綴について、平成29年2月から、領収書管理台帳を作成し、受払状況を適正に管理するよう改めました。</p> <p>(2) 切手類受払簿に記載されている切手等の残枚数と実際の残枚数との不一致については、切手使用表から切手類受払簿への転記誤りが要因と考えられるため、平成29年2月から切手使用表を廃止し、使用の都度、切手類受払簿に直接手書きで記入する方法に改めました。 また、不一致が生じた場合でも、速やかに原因が究明できるよう、帳簿上の残枚数と実際の残枚数が合致するかの確認を毎月末に確実にを行い、適正に管理するよう改めました。 さらに、再発防止のため「切手類受払簿取扱いマニュアル」を作成し、課内の全職員に周知を行いました。</p>

(平成29年6月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第34号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成29年6月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年6月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年6月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北一丁目、宝来二丁目、南京終町の各一部
- 2-2 公共汚水樹設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市百楽園四丁目433番地17 (④)、尼辻北町3294番地2、3294番地3、3294番地10 (⑤)、学園朝日元町一丁目1897番地17の一部 (⑥)、西大寺新田町500番地15、500番地16 (⑦)、六条一丁目15番地27 (⑧)、四条大路一丁目753番地1 (⑨)、二条大路南五丁目262番地1 (⑩)

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備考
二名第3幹線-35	奈良市富雄北一丁目2643-24	奈良市富雄北一丁目2643-26	①
あやめ池南幹線-508	奈良市宝来二丁目134-5	奈良市宝来二丁目1-3	②
あやめ池南幹線-509	奈良市南京終町64-2	奈良市南京終町64-5	③

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成29年6月1日揭示済)

農業集落排水事業の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり公示します。

なお、関係図書は、平成29年6月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年6月1日

奈良市企業局告示第35号

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年6月1日
- 2 汚水を排除し、処理する区域
奈良市丹生町の一部、水間町の一部、中之庄町の一部
(平成29年6月1日揭示済)

奈良市企業局告示第36号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）第5条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成29年6月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年6月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域

- 丹生町の一部
- 水間町の一部
- 中之庄町の一部

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市企業局告示第37号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 木津浄水場汚泥送泥ポンプ更新工事
- 2 工事場所 京都府木津川市鹿背山地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年1月31日まで
- 4 工事概要 汚泥送泥ポンプ 3台
- 5 予定価格 8,060千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 6,570千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市企業局告示第38号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 平城処理区長寿命化計画策定及び管渠調査業務委託
- 2 業務場所 奈良市平城処理区地内
- 3 業務期間 契約日から平成30年3月16日まで
- 4 業務概要 管渠調査業務
巡視工・管渠内洗浄工・本管取付管TV調査工・調査報告書作成
長寿命化計画策定業務
診断・対策範囲の検討・長寿命化対策検討対象施設の選定・更新・長寿命化対策の検討・長寿命化対策施設の抽出と事業量の算定・管路施設長寿命化計画の策定・照査・報告書作成

以下省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市企業局告示第39号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 給配水管等修繕工事に伴う路面復旧工事、奈良市西登美ヶ丘四丁目地内他 他1件（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）

以下省略

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市企業局告示第40号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年6月8日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社フジヒサF J	代表取締役 久保 進	大阪府大阪市北区中之島四丁目3番25 フジヒサF J 中之島ビル	平成29年6月5日

(平成29年6月8日揭示済)

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年6月8日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第41号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
晴和工業	西川 清司	奈良市中山町1177番地の30	平成29年6月5日

(平成29年6月8日揭示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年6月8日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第42号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
晴和工業株式会社	代表取締役 西川 清司	奈良市中山町1177番地の30	平成29年6月5日

(平成29年6月8日揭示済)

切削オーバーレイ t = 5cm 1,209㎡
鋤取復旧工 t = 5cm 32㎡

5 予定価格 63,600千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 51,254千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年6月15日揭示済)

奈良市企業局告示第43号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成29年6月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 口径150耗配水支管改良工事
- 2 工事場所 奈良市古市町地内 他1箇所
- 3 工事期間 契約の日から平成30年1月31日まで
- 4 工事概要
 - (第1工区) 管布設延長 (GX管) φ150～ 130m
 - 管布設延長 (GX管) φ100～ 35m
 - 不断水仕切弁 φ150～ 4基
 - 不断水仕切弁 φ100～ 3基
 - 切削オーバーレイ t = 5cm 183㎡
 - 鋤取復旧工 t = 5cm 437㎡
 - 鋤取復旧工 (自然色) t = 5cm 113㎡
 - インターロッキング t = 6cm 30㎡
 - (第2工区) 管布設延長 (GX管) φ150～ 203m
 - 管布設延長 (GX管) φ100～ 14m

奈良市企業局告示第44号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年6月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

口径25～20耗鉛給水管布設替工事 奈良市佐保台二丁目地内他2箇所（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）

以下省略

(平成29年6月15日揭示済)

奈良市企業局管理規程第26号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月20日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市企業局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中第23号を第24号とし、第22号の次に次のように加える。

23 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において6日の範囲内の期間
---------------------------------------	-------------------

附則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業局職員就業規則（以下「新規規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成29年4月1日からこの規程の公布の日前までの間に使用されたこの規程による改正前の奈良市企業局職員就業規則第38条の年次休暇のうち、新規規程別表第2第23号の事由に該当すると管理者が認めたものは、同号の休暇として使用されたものとみなす。

（平成29年6月20日揭示済）

奈良市企業局管理規程第27号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月23日

奈良市公営企業管理者

2 指定工事店

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名または商号	代表者または氏名
市外	1	第474号	天理市中之庄町71	山口住設	山口 益宏
市外	2	第475号	大和郡山市南郡山町88-3	正興住建株式会社	服部 宜一
市外	3	第476号	香芝市西真美1-4-6 IKKOビル302号	トールカンパニー	森田 享
市外	4	第477号	生駒郡斑鳩町神南3丁目14-10	川端建設	川端 聖吾

（平成29年6月30日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第3号

全職員

奈良市消防機械器具に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月16日

奈良市消防局長 藤村正弘

奈良市消防機械器具に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防機械器具に関する規程（昭和58年奈良市消防

池田修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「その他の」を「その他に要した」に、「別表に定める」を「管理者の定めるところにより算定した」に改める。

別表を削る。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程第12条第1項の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

（平成29年6月23日揭示済）

奈良市企業局告示第45号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年6月30日

奈良市公営企業管理者
池田修

1 指定年月日

平成29年6月30日

長訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改める。

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 2級機関員 次に掲げる運転免許を有する消防職員のうちから局長が選定した者をいう。

ア 限定中型免許

イ 準中型免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条第2号に掲げる準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）を含む。）

ウ 普通免許

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

車両	機関員	免許
車両総重量が11トン以上	1級	大型免許
車両総重量が8トン以上11トン未満	1級	大型免許 中型免許（限定中型免許を除く。）
車両総重量が7.5トン以上8トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許
車両総重量が5トン以上7.5トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許 準中型免許（限定準中型免許を除く。）
車両総重量が3.5トン以上5トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許 準中型免許
車両総重量が3.5トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許 準中型免許 普通免許

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第21条関係）

機 関 使 用 状 態 月 報

(年 月 分)

年 月 日

所属および車名	奈良消局					奈良消
報告者階級氏名						
機 関 使 用 状 態						
報 告 種 別	出 動 種 別					合 計
	水 火 災	救 助	救 急	警 戒	その他 ※（ ）内はPTO作業	
出 動 回 数					()	回
出 動 延 時 間					()	
走 行 距 離						km
出 動 延 人 員						人

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第21条関係）

機 関 使 用 状 況 月 報

年 月 日

消防局長

消防課長

奈良市消防局所属車両 年 月中の使用状況は、次のとおりです。

所 属	車 名	時間及び 出 動	出 動 種 別					延人員 (人)	走行距離 (km)
			水火災	救 助	救 急	警 戒	その他※（ ）内はPTO作業		
	総合計	延べ時間					()		
		出動回数					()		
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年6月16日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の奈良市消防機械器具に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年6月16日揭示済)

奈良市消防局長訓令第4号

全 職 員

消防職員の勤務評定に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年6月22日

奈良市消防局長 藤村正弘

消防職員の勤務評定に関する規程を廃止する訓令
消防職員の勤務評定に関する規程（昭和43年奈良市消防

庁訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(平成29年6月22日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

平成29年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成29年6月20日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

1 日 時

平成29年6月27日（火）

午前10時から
2 場所
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
3 会議に付すべき事案
教育長報告
(1) 平成30年度奈良市立一条高等学校入学者選抜における選抜方法等について
議事
議案第12号 奈良市文化財保護審議会臨時委員（史跡・名勝天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱について
協議事項
「キャリア教育について」
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年6月20日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第8号

平成29年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数
1 選挙人名簿の抄本の閲覧

の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成29年6月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数 6,103人

6分の1の数 50,857人

3分の1の数 101,714人

(平成29年6月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成29年6月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成28年 4月13日	山本 直子	後援会名簿の作成	二名平野一丁目及び二名平野二丁目の選挙人全件、富雄元町一丁目の選挙人19人並びに富雄北三丁目の選挙人20人
平成28年 5月11日	山本 直子	後援会名簿の作成	二名東町の選挙人全件
平成29年 2月15日 及び22日	山本 直子	後援会名簿の作成	鳥見町一丁目から鳥見町四丁目までの選挙人281件、帝塚山一丁目から帝塚山三丁目までの選挙人244件及び三碓一丁目から三碓七丁目までの選挙人244件
平成29年 3月22日	山本 直子	後援会名簿の作成	帝塚山一丁目から帝塚山六丁目までの選挙人242件、鳥見町四丁目の選挙人98件、富雄北町一丁目から富雄北町二丁目の選挙人171件及び富雄元町一丁目の選挙人46件
平成29年 3月24日 及び28日	山本 直子	後援会名簿の作成	中登美ヶ丘四丁目の選挙人500件、学園朝日元町一丁目及び学園朝日元町二丁目までの選挙人851件、南紀寺町五丁目の選挙人42件及び南肘塚町の選挙人57件
平成28年 4月14日 及び15日	小川 正一	後援会名簿の作成	中登美ヶ丘三丁目及び中登美ヶ丘四丁目の選挙人2529件、鶴舞東町及び鶴舞西町の選挙人5227件並びに月ヶ瀬全域の選挙人1372件
平成29年 1月23日、 24日及び25日	小川 正一	後援会名簿の作成	紀寺町一丁目から紀寺町五丁目までの選挙人306件、中登美ヶ丘一丁目から中登美ヶ丘五丁目までの選挙人557件、月ヶ瀬石打の選挙人72件、月ヶ瀬尾山の選挙人69件、月ヶ瀬長引の選挙人31件、学園朝日町の選挙人1487件及び、学園朝日元町の選挙人755件

平成29年 3月24日 及び28日	小川 正一	後援会名簿の作成	帝塚山一丁目から帝塚山六丁目までの選挙人242件、鳥見町四丁目の選挙人98件、富雄北一丁目及び富雄北二丁目の選挙人171件並びに富雄元町一丁目の選挙人46件
平成28年 4月26日	京都市中京区蛸薬師通 烏丸西入橋弁慶橋228 番地アオイビル 株式会社 地域社会研 究所 代表取締役 大橋 浩	「平成28年度県民アンケート 調査」の調査対象者抽出の為	市内全域の選挙人1193人
平成28年 5月12日	宇都 隆史	後援会名簿の作成	法華寺町1587番地、西大寺宝ヶ丘7番3、藤原町364番地及び藤原町377番地の選挙人全件
平成28年 5月19日	東京都渋谷区恵比寿1 -19-15 一般社団法人 新情報 センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が実施する「家 計消費状況調査」の対象者抽 出	神殿町及び左京二丁目の選挙人各50人
平成28年 10月31日	東京都渋谷区恵比寿1 丁目19番15号 一般社団法人 新情報 センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が実施する「家 計消費状況調査」の対象者抽 出のため	神殿町、高樋町、南椿井町、虚空蔵町及び六条一丁目の選挙人150人
平成29年 2月27日 及び28日	東京都渋谷区恵比寿1 丁目19番15号 一般社団法人 新情報 センター 事務局長 平谷 伸次	政治・選挙に関する統計調査	恋の窪一丁目、六条緑町三丁目、六条西六丁目、西大寺国見町一丁目、西大寺北町一丁目、西大寺小坊町、西大寺南町及び西大寺赤田町一丁目の選挙人150件
平成28年 7月27日	東京都中央区大手町1 -7-1 読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 窪田 知久	全国の有権者を対象に実施す る世論調査の対象者抽出のた め	第77投票区の選挙人45人
平成28年 11月14日、 16日、22日 及び29日	東京都中央区築地5- 3-2 朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人	全国の有権者を対象に実施す る世論調査の対象者抽出のた め	第38投票区、第60投票区、第77投票区及び第78投票区の選挙人それぞれ6名ずつ
平成28年 8月24日	東京都中央区日本橋本 町2-7-1 株式会社 日本リサー チセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「女性の日常生活の安全に関 する調査」の調査対象者抽出 のため	青山四丁目から青山八丁目まで及び東紀寺町一丁目から東紀寺町三丁目までの74歳までの女性の選挙人各40名
平成29年 2月24日 及び28日	東京都中央区銀座6丁 目16番12号 一般社団法人 中央調 査社 代表者 会長 大室 真生	「時事世論調査」の調査対象 者抽出のため	学園大和二丁目及び学園大和三丁目の選挙人114件
平成28年 9月9日	北村 拓哉	選挙運動ハガキの郵送、その 他諸活動	手貝町の選挙人全件

平成28年 10月4日、 5日、6日、 7日、11日、 12日、13日、 14日、17日、 19日、20日 及び21日	北村 拓哉	後援会名簿の作成、市政に関する要望の聞き取り	井上町、陰陽町、大森町、瓦堂町、元興寺町、北京終町、京終地方西側町、京終地方東側町、小太郎町、芝新屋町、杉ヶ町、中辻町、鳴川町、西木辻町、西新屋町、花園町、東木辻町、南魚屋町、南京終町一丁目、南新町、南城戸町、南袋町、柳町、阿字万字町、油坂地方町、池之町、今御門町、小川町、奥子守町、鶴町、上三条町、漢国町、元林院町、北風呂町、北向町、北室町、光明院町、小西町、三条町、下三条町、下御門町、宿院町、勝南院町、高天町、高御門町、樽井町、中院町、角振町、角振新屋町、椿井町、鶴福院町、寺町、中筋町、中新屋町、鍋屋町、西城戸町、西寺林町、西御門町、登大路町、橋本町、花芝町、林小路町、馬場町、東城戸町、東寺林町、東向北町、東向中町、東向南町、百万ヶ辻子町、不審ヶ辻子町、本子守町、坊屋敷町、大豆山町、大豆山突抜町、南市町、南風呂町、餅飯殿町及び脇戸町の選挙人全件
平成28年 11月1日、 22日及び29日	北村 拓哉	後援会名簿の作成、市政に関する要望の聞き取り	法蓮町の選挙人5511件
平成28年 12月14日、 15日、16日 及び19日	北村 拓哉	後援会名簿作成のため	川上町、奈良阪町、般若寺町、雑司町、奈保町、東笹鉾町、西笹鉾町、東包永町、西包永町、今小路町、東之阪町、登大路町、油留木町、北半田町、手貝町、北御門町、水門町、興善院町、春日野町及び今在家町の選挙人265件
平成29年 2月2日、 6日、7日、 8日、9日、 13日及び14日	北村 拓哉	後援会名簿の作成	法蓮町の選挙人959件、南京終町の選挙人497件及び油阪町の選挙人281件
平成29年 3月15日	北村 拓哉	後援会名簿の作成	川之上町、納院町、阪新屋町及び西新在家町の選挙人全件
平成28年 9月12日、 13日、14日、 15日、16日、 20日、21日、 23日、26日、 28日、29日 及び30日	松岡 克彦	後援会名簿の作成	あやめ池南一丁目からあやめ池南八丁目まで、疋田町一丁目から疋田町五丁目まで、若葉台一丁目から若葉台四丁目まで、学園南一丁目から学園南三丁目まで、学園大和町一丁目から学園大和町三丁目まで、学園中一丁目から学園中三丁目まで、西大寺本町、西大寺東町一丁目及び西大寺東町二丁目、西大寺北町一丁目から西大寺北町四丁目まで、西大寺新町一丁目及び西大寺新町二丁目、西大寺栄町、秋篠早月町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘町、西大寺竜王町一丁目及び西大寺竜王町二丁目、秋篠新町、秋篠町、秋篠三和町一丁目及び秋篠三和町二丁目、西大寺赤田町一丁目及び西大寺赤田町二丁目、中山町、西大寺町、西大寺南町、青野町、横領町、西大寺国見町一丁目及び西大寺国見町二丁目、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺芝町一丁目及び西大寺芝町二丁目、西大寺野神町一丁目及び西大寺野神町二丁目、宝来町並びにあやめ池北一丁目からあやめ池北三丁目までの選挙人全件

平成28年 11月17日、 18日、21日、 25日及び28日	松岡 克彦	後援会名簿作成のため	秋篠早月町の選挙人792件、西大寺東町一丁目及び西大寺東町二丁目の選挙人659件、学園中一丁目から学園中三丁目までの選挙人729件、大和町一丁目から大和町三丁目までの選挙人1409件、西大寺新町一丁目及び西大寺新町二丁目の選挙人1201件、学園大和町一丁目及び学園大和町二丁目の選挙人956件、秋篠新町の選挙人28件、西大寺本町の選挙人全件、宝来町の選挙人全件、秋篠町の選挙人全件、青野町の選挙人全件、西大寺北町四丁目の選挙人全件、西大寺栄町の選挙人全件、西大寺野神町の選挙人全件並びに中山町の選挙人全件
平成28年 12月21日、 22日及び26日	松岡 克彦	後援会名簿作成のため	中山町の選挙人全件
平成28年 10月31日	東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人 共同通信社 編集局総合選挙センター長 嶋田 正人	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出のため	第12投票区、第18投票区、第22投票区、第30投票区、第34投票区、第60投票区、第67投票区及び第71投票区の選挙人それぞれ12名ずつ
平成28年 11月2日 及び16日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	大安寺一丁目から大安寺七丁目までの選挙人3062件
平成28年 11月4日 及び14日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	桂木町、南京終町、南京終町一丁目から南京終町七丁目まで及び西木辻町の選挙人全件
平成28年 12月13日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	
平成28年 11月24日 及び30日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	大安寺西一丁目及び大安寺西三丁目の選挙人82件、三条栄町及び三条松町の選挙人431件、恋の窪一丁目から恋の窪三丁目までの選挙人266件、恋の窪東町の選挙人13件並びに四条大路南町の選挙人6件
平成28年 12月9日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	八条町及び八条町一丁目から八条町五丁目までの選挙人668件並びに大安寺五丁目から大安寺七丁目までの選挙人821件
平成28年 12月12日 及び13日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	南京終町及び南京終町一丁目から南京終町七丁目までの選挙人全件
平成29年 2月1日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	東九条町の選挙人1314件
平成29年 3月16日、 17日及び23日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	大宮町一丁目から大宮町七丁目までの選挙人1045件、四条大路南町の選挙人71件、三条添川町の選挙人98件、大森西町の選挙人138件、四条大路一丁目の選挙人177332件、三条川西町の選挙人39件及び三条宮前町の選挙人61件
平成29年 2月24日 及び28日	東京都渋谷区恵比寿6丁目6番12号 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	統計調査の実施	学園大和町及び学園大和町三丁目の選挙人90件

<p>平成29年 1月13日 及び20日</p>	<p>太田 晃司</p>	<p>後援会名簿の作成</p>	<p>あやめ池北一丁目の選挙人106件、あやめ池北二丁目の選挙人77件、あやめ池北三丁目の選挙人153件、あやめ池南一丁目からあやめ池南八丁目までの選挙人612件及び学園前南一丁目から学園前南三丁目までの選挙人44件</p>
<p>平成29年 3月29日 及び30日</p>	<p>太田 晃司</p>	<p>後援会名簿の作成</p>	<p>北登美ヶ丘一丁目から北登美ヶ丘六丁目までの選挙人12件、東登美ヶ丘一丁目及び東登美ヶ丘二丁目並びに東登美ヶ丘四丁目から東登美ヶ丘六丁目までの選挙人15件、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘二丁目及び中登美ヶ丘四丁目の選挙人28件、登美ヶ丘三丁目から登美ヶ丘六丁目までの選挙人12件、西登美ヶ丘一丁目から西登美ヶ丘八丁目までの選挙人40件、松陽台一丁目及び松陽台二丁目の選挙人3件、松陽台四丁目の選挙人2件、押熊町の選挙人93件、中山町の選挙人45件、中山町西一丁目から中山町西四丁目までの選挙人36件、朝日町一丁目及び朝日町二丁目の選挙人9件、学園朝日元町一丁目及び学園朝日元町二丁目の選挙人18件、学園朝日町の選挙人9件、南登美ヶ丘の選挙人5件、百楽園一丁目及び百楽園二丁目の選挙人9件、百楽園四丁目及び百楽園五丁目の選挙人7人、学園新田町の選挙人2件、学園緑ヶ丘一丁目から学園緑ヶ丘三丁目までの選挙人12件、学園赤松町の選挙人5件、敷島町一丁目及び敷島町二丁目の選挙人13件、あやめ池北一丁目からあやめ池北三丁目までの選挙人17件、あやめ池南一丁目からあやめ池南八丁目までの選挙人62件、学園南一丁目から学園南三丁目までの選挙人23件、学園中一丁目、学園中三丁目及び学園中四丁目の選挙人10件、学園北一丁目及び学園北二丁目の選挙人12件、学園大和町一丁目から学園大和町五丁目までの選挙人20件、西千代ヶ丘一丁目の選挙人5件、西千代ヶ丘三丁目の選挙人3件、富雄泉ヶ丘の選挙人2件、三碓一丁目から三碓三丁目までの選挙人18件、三碓五丁目及び三碓七丁目の選挙人5件、鳥見町一丁目から鳥見町四丁目までの選挙人50件、富雄北一丁目から富雄北三丁目までの選挙人29件、富雄川西一丁目及び富雄川西二丁目の選挙人9件、富雄元町一丁目及び富雄元町四丁目の選挙人15件、秋篠早月町の選挙人14件、秋篠新町の選挙人4件、秋篠三和町一丁目及び秋篠三和町二丁目の選挙人17件、西大寺本町の選挙人5件、西大寺北町一丁目、西大寺北町二丁目及び西大寺北町四丁目の選挙人18件、西大寺赤田町一丁目及び西大寺赤田町二丁目の選挙人10人、西大寺東町一丁目の選挙人2件、西大寺栄町の選挙人1件、西大寺国見町一丁目及び西大寺国見町二丁目の選挙人11件、西大寺南町の選挙人1件、西大寺芝町一丁目及び西大寺芝町二丁目の選挙人5件、西大寺町の選挙人2件、西大寺小坊町の選挙人3件、西大寺宝ヶ丘の選挙人5件、西大寺新田町の選挙人3件、西大寺新池町の選挙人1件、若葉台一丁目から若葉台四丁目までの選挙人10件、菅原町の選挙人42件、疋田町の選挙人1件並びに疋田町一丁目から疋田町四丁目までの選挙人19件</p>

平成29年 1月5日 及び10日	山口 裕司	後援会名簿の作成	朱雀一丁目から朱雀六丁目までの選挙人6220件
平成29年 2月16日 及び23日	山口 裕司	後援会名簿の作成	朱雀三丁目の選挙人20人、佐保台一丁目から佐保台三丁目までの選挙人1841件、佐保台西町の選挙人670件及び左京一丁目から左京六丁目までの選挙人2899件
平成29年 1月12日、 19日及び26日	白川 健太郎	後援会名簿の作成	六条緑町一丁目から六条緑町三丁目までの選挙人891件、六条一丁目から六条三丁目までの選挙人840件、五条一丁目及び五条二丁目の選挙人475件、五条西一丁目及び五条西二丁目の選挙人600件並びに菅野台の選挙人660件
平成29年 3月13日 及び3月14日	白川 健太郎	後援会名簿の作成	五条三丁目の選挙人400件、五条西二丁目の選挙人2件、五条畑一丁目及び五条畑二丁目の選挙人633人、六条二丁目及び六条三丁目の選挙人355件、六条西一丁目の選挙人1人、青垣台一丁目から青垣台三丁目までの選挙人516件、大倭町の選挙人298件、藤ノ木台一丁目から藤ノ木台三丁目までの選挙人2100件、平松一丁目の選挙人220件並びに七条西町一丁目の選挙人660件

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧
該当なし

(平成29年6月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成29年6月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成29年6月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 今 中 初 雄

- 1 日時
平成29年6月14日（水） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔副部长 財務部長

別表第2本部事務局の項中「副部长 財務部長」を 副部长 総合政策部理事 に、「部長付 秘書広報室長」を「部長付 総合政策部次長」

部長付 財務部次長」に、「広報広聴課」を「広報戦略課」に、「FM推進課」を「資産経営課」に改め、同表総務対策

「部長付 税務室長

部の項中 部長付 会計契約部次長 を 「部長付 会計契約部参事」に、「法務ガバナンス課 部長付 会計契約部参事」を 「部長付 財務部参事」に、 管財課 を「法務ガバナンス課

」に、「班長 指導監査課長」を「班長 契約課長」に、「副班長 契約課長」を「副班長 技術監理課長」に、

- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (5) 農地法施行規則第29条第1号に該当する転用の届出について（5月専決処理分）
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（5月専決処理分）
 - (7) 水田利用転換届出について（5月専決処理分）
 - (8) 知事許可について（5月許可分）
- (平成29年6月7日揭示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月21日

奈良市災害対策本部長
仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示
奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第2号）の一部を次のように改める。

「指導監察課 契約課」を「契約課」に改め、同表基盤対策部の項中「副部長 都市整備部理事」を「副部長 管理部長」に、「部長付 管理部次長」を「部長付 建設部次長」に、「道路建設課 街路課」を「道路建設課」に、「下水道工務課」を「工務第二課」に、「副班長 住宅課長」を「副班長 開発指導課長」に改め、同表保健救護部の項中「部長 保健所長」を「部長 健康医療部長(兼)保健所長」に、「副部長 保健所理事」を「副部長 健康医療部理事(兼)福祉部理事」に、「部長付 市民生活部参事」を「部長付 健康医療部次長」に、「部長付 看護専門学校長 部長付 保健所次長」を「部長付 看護専門学校長」に、「副班長 病院管理課長」を「副班長 医療事業課長」に、「病院管理課 救護班員」を「医療事業課 救護班員」に改め、同表支援対策部の項中「部長 保健福祉部長」を「部長 福祉部長」に、「副部長 観光経済部長 副部長 市民活動部理事」を「副部長 観光経済部長」に、「部長付 保健福祉部次長 部長付 福祉部次長」を「部長付 観光経済部次長」に、「部長付 保健福祉部参事 部長付 市民活動部参事」を「部長付 観光経済部参事」に、「部長付 保健医療室長 部長付 福祉部参事」を「部長付 観光経済部次長」に、「文化振興課 東アジア文化都市推進課」を「文化振興課」に、「副班長 商工労政課長」を「副班長 産業振興課長」に、「リニア推進課 商工労政課」を「産業振興課」に改め、同表環境対策部の項目中「部長付 環境事業室長 部長付 環境部参事」を「部長付 環境部参事」に、「エネルギー政策課 産業廃棄物対策課」を「クリーンセンター建設推進課」に改め、同表消防対策部の項中「副部長 消防危機統制監」を「副部長 消防危機統制監(兼)南消防署長」に改め、同表水道対策部の項中「部長付 経営部次長」を「部長付 経営部参事」に改め、「副班長 料金管財課長」を「副班長 情報料金課長」に、「給排水課 料金管財課」を「給排水課 情報料金課」に、「副班長 水道工務課長」を「副班長 工務第一課長」に、「企業技術監理課 水道工務課」を「企業技術監理課 工務第一課」に、「副班長 東部上下水道課長」を「副班長 官民連携推進課長」に、「東部上下水道管理課」を「官民連携推進課」に改め、同表避難所支援部の項中「部長付 選挙管理委員会事務局長」を「部長付 選挙管理委員会事務局参事」に、「副班長 図書館政策課長」を「副班長 中央図書館長」に、「図書館政策課」を「中央図書館」に改める。

附 則

この告示は、平成29年6月21日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成29年6月21日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。